裾野市業務継続計画

Susono-city BCP

令和6年度版

裾野市役所

第１章　業務継続計画の概要

１　業務継続計画策定の趣旨と目的

裾野市は、危機事象発生後直ちに「裾野市地域防災計画」及び「裾野市国民保護計画」等の計画や、「災害対応マニュアル」などに基づき、状況に応じ、速やかに応急対策業務を実施することとしている。

また一方で、市民生活に密着する行政業務等のうち、「優先度の高い通常業務」については、危機事象発生時においても継続して実施しなければならない。

南海トラフ・相模トラフ等で発生する地震や、富士山火山噴火が発生した場合には、ライフラインが停止、交通も途絶され、また行政自らも被災し、平常時の市の行政業務を行うことは困難となる。更に、令和初期に日本のみならず世界中で蔓延し、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症等発生時は、自然災害とは異なった対応が必要となり、感染の度合いにより物的損失はないものの人的損失により自然災害同様に市政業務の継続が困難な状況となった。これら、市の行政業務の中断や復旧の遅れは、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動に重大な影響を及ぼすことになり、市民生活や企業・団体の活動に大きな支障をきたすこととなる。

業務継続計画（「Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｐｌａｎ」略して「ＢＣＰ」という。）は、このような危機事象及び災害発生時に、人員、施設、資機材、ライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下において、全力で取り組むべき「応急対策業務」、「優先度の高い通常業務」、「早期に実施すべき復旧業務」を合わせて「非常時優先業務」として事前（平常時）に特定しておき、災害が発生した場合において、限られた人員や資機材等の資源確保・配分や指揮命令系統の明確化等についても必要な措置を講ずることにより、大規模な災害やパンデミック等が発生した場合にあっても、「非常時優先業務」を継続して実施し、市民生活に密接に関係する通常業務の早期復旧を目指すことを目的として、必要な取組等を定めた計画である。

【地震災害発災後に行わなければならない業務の推移】

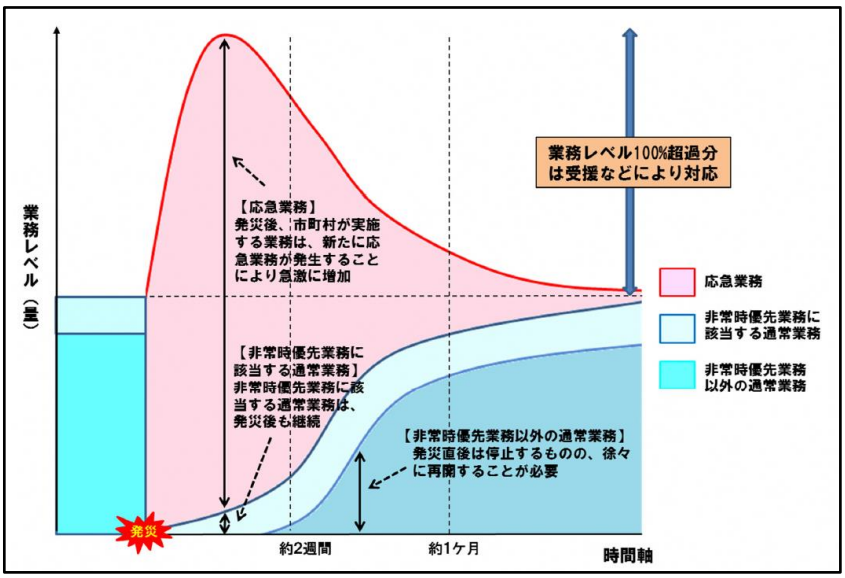

（内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」より）

2　用語の定義

本計画で用いる各業務名称の定義は下記図表のとおりである。

応急対策業務	◆　「裾野市地域防災計画」に規定されている災害時の応急対策に係る業務
非常時優先業務	◆　大規模災害等発生時にあっても優先して実施すべき業務 ※　当市においては、**発災等から１ヵ月間**に優先的に実施すべき事業
「応急対策業務」と「優先度の高い通常業務」及び「早期に実施すべき復旧業務」を合わせた業務 ◇　応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務　＝　非常時優先業務（応急対策業務） ◇　優先度の高い通常業務　＝　非常時優先業務（通常業務）	

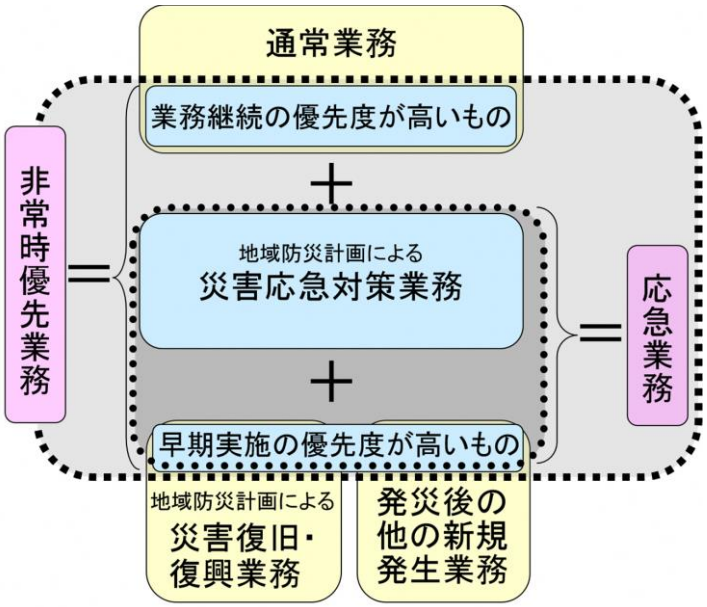

非常時優先業務のイメージ（内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」より）

3　地域防災計画と業務継続計画との関係

「裾野市地域防災計画」は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、裾野市防災会議が策定する法定計画であって、本市、防災関係機関、事業者及び市民が震災への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的な計画であるが応急対策業務の枠を超える業務についてまで網羅されていない。そして、地域防災計画に定められた業務を大規模災害等発生時にあっても円滑に実施するためには、市役所自体が被災し、制約が伴う状況下においても、業務が遂行できる態勢をあらかじめ整えておかなければならない。また、市は平常時から住民への行政業務の提供を担っており、これらの業務の中には、災害時であっても優先度が高く継続的な実施が求められる業務が含まれている。したがって、大規模災害等発生時の「優先度の高い通常業務」、「応急対策業務」及び「早期に実施すべき復旧業務」の業務実施体制について、あらかじめ「業務継続計画」において定めておく必

要がある。「業務継続計画」は、「裾野市地域防災計画」の実効性を更に高めるための補完的な計画とするほか、各課等で作成している災害時行動マニュアルの前提的計画として活用すべきである。

（１）地域防災計画と業務継続計画との比較

	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	市及び指定公共機関等	市
主　　旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	特に想定なし	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し利用できる資源を前提に計画を策定
対象業務	災害時応急対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（応急対策業務及び優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標時間の記載なし	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める
業務に従事する職員の飲料水・食糧等の確保	確保に係る記載なし	確保について記載

（２）非常時優先業務の範囲

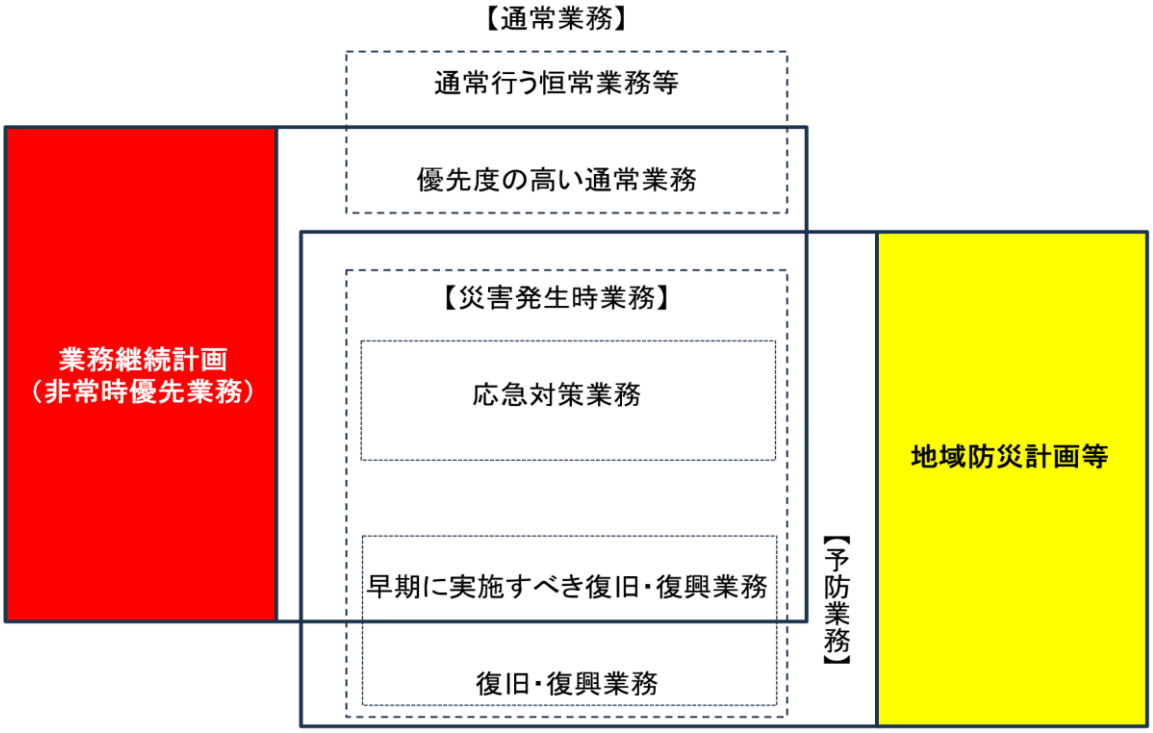

4　業務継続計画策定の効果

災害発生時には、行政の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

また、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

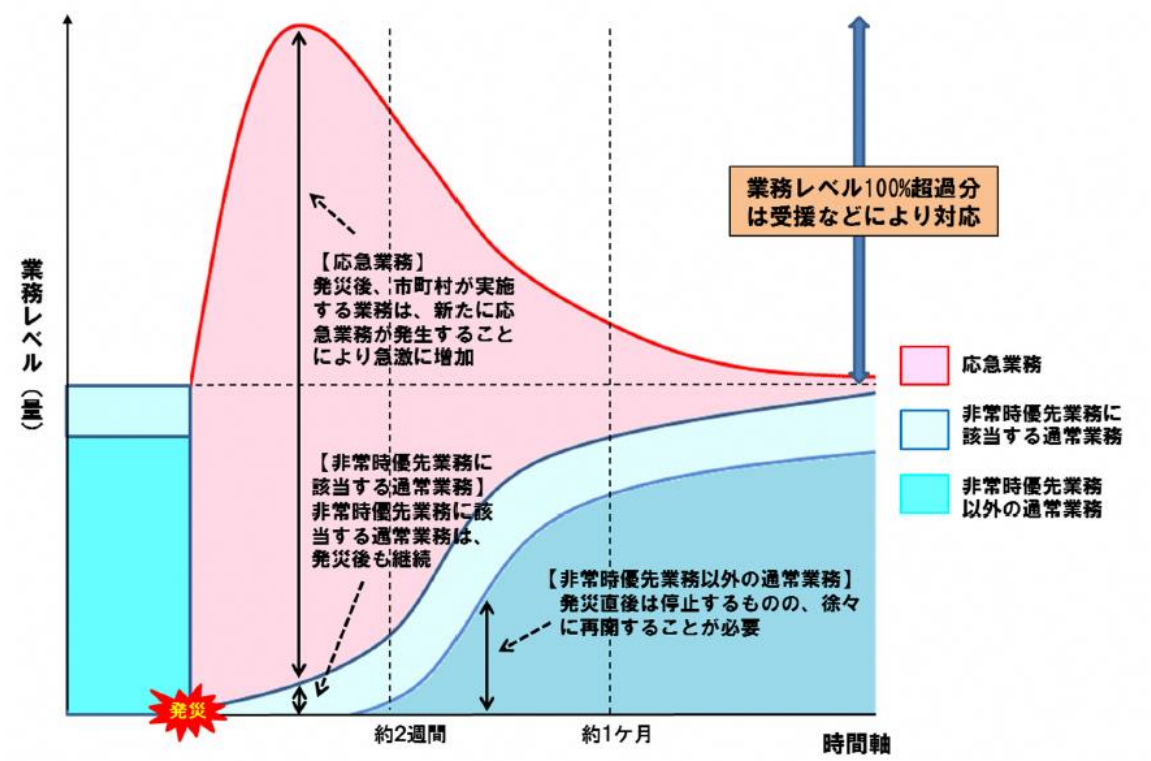

地震災害発災後に市町村が実施する業務の水位（内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」より）

第２章　想定する被害状況

１　地震の被害状況想定

本計画における地震災害は、「第４次地震被害想定」（平成２５年度静岡県地域防災計画資料編）における、最も被害が大きいとされるケースを想定する。
（※　「第５次地震被害想定」を現在、静岡県が作成中）

（１）想定対象地震

ア　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

（ア）地震の規模等

地震被害想定	想定対象地震	マグニチュード
レベル１	東海、東南海、南海地震	8.0～8.7
レベル２	南海トラフ巨大地震	９程度

※30 年以内の発生確率　　レベル１：60～70%、
レベル２　：レベル１より１桁以上低い

（イ）本市の震度区分別面積　（単位：㎢）

地震被害想定	7	6強	6弱	5強	合　計
レベル１			135.2 (97.8%)	0.3 (0.2%)	135.5
レベル２			135.5 (98.1%)	0.1 (0.07%)	135.6

イ　相模トラフ沿いで発生する地震

（ア）地震の規模等

地震被害想定	想定対象地震	マグニチュード
レベル１	大正型関東地震	8.0 程度
レベル２	元禄型関東地震	8.2 程度

30 年以内の発生確率　レベル１：ほぼ 0%～2%、
レベル２：ほぼ 0%

（イ）本市の震度区分別面積　（単位：㎢）

地震被害想定	7	6強	6弱	5強	合　計
レベル１		49.0 35.4%	78.3 56.6%	8.2 5.2%	135.5
レベル２	11.9 8.6%	76.5 55.3%	47.2 34.1%		135.6

（２）市民生活への被害

ア　人的被害の概況

災害が深夜・早朝に発生した場合は、多くの市民が就寝中に被災するため、建物の倒壊等により死傷者が多数発生する。

（単位：人）

区分	駿河トラフ・南海トラフ	相模トラフ
レベル１	死亡者数　５人未満 重傷者数　約４０人 軽傷者数　約２００人 ※　最も大きい数値 （突発型地震　夏の昼）	死亡者数　５人未満 重傷者数　約５０人 軽傷者数　約３００人 ※　最も大きい数値 （突発型地震　夏の昼、冬深夜）
レベル２	死亡者数　５人未満 重傷者数　約４０人 軽傷者数　約２００人 ※　最も大きい数値 （突発型地震　夏の昼）	死亡者数　約１０人 重傷者数　約１００人 軽傷者数　約６００人 ※　最も大きい数値 （冬深夜）

イ　建物被害の概況

建物被害は、揺れによる被害がほとんどであるが、発災が夕方の場合は火気の使用が多いため火災が多数発生する可能性がある。

（単位：棟）

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル１	全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊
	揺れ　約 100 棟 火災　約　10 棟	揺れ約 1,000 棟	揺れ　約 400 棟 火災　約 100 棟 ※　最も大きい数値 夏の昼、冬深夜	揺れ約 1,900 棟 ※　最も大きい数値 秋の夕
レベル２	全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊
	揺れ　約 200 棟 火災　約　50 棟	揺れ約 1,400 棟 ※　最も大きい数値 夏の昼、冬深夜	揺れ約 1,100 棟 火災　約 400 棟 山崖崩れ約 10 棟 ※　最も大きい数値 夏の昼、冬深夜	揺れ約 2,700 棟 山崖崩れ約 20 棟

ウ　ライフライン被害の概況

（ア）上水道

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	被害等所要 断水率	約 100 件 直後　73% 7 日後　27%	被害等所要 断水率	約 80 件 直後　64% 7 日後　22%
レベル 2	被害等所要 断水率	約 100 件 直後　71% 7 日後　26%	被害等所要 断水率	約 100 件 直後　76% 7 日後　29%

（イ）下水道

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	機能支障率 機能支障人口	直後　5% 7 日後　4% 直後　約 900 人 7 日後　約 700 人	機能支障率 機能支障人口	直後　7% 7 日後　4% 直後　約 1,200 人 7 日後　約 600 人
レベル 2	機能支障率 機能支障人口	直後　5% 7 日後　5% 直後　約 900 人 7 日後　約 800 人	機能支障率 機能支障人口	直後　10% 7 日後　7% 直後　約 1,900 人 7 日後約 1,300 人

（ウ）電　力

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	停電率	直後　89% 4 日後　数%	停電率	直後　89% 4 日後　数%
レベル 2	停電率	直後　89% 4 日後　数%	停電率	直後　89% 4 日後　数%

（エ）通信（固定電話）

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	不通回線数	直後　89% 4 日後　数%	不通回線数	直後　89% 4 日後　数%
レベル 2	不通回線数	直後　89% 4 日後　数%	不通回線数	直後　89% 4 日後　数%

※不通ランクとは停電による停波基地局率と固定電話不通回線率により区分

（オ）通信（携帯電話）

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	停波基地局率	直後 0% 1 日後 78% 4 日後 0%	停波基地局率	直後 1% 1 日後 15% 4 日後 1%
レベル 2	停波基地局率	直後 1% 1 日後 78% 4 日後 0%	停波基地局率	直後 4% 1 日後 17% 4 日後 2%

（カ）ガス（都市ガス）

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	供給停止率	ほぼ 0%	供給停止率	5% 約 100 戸供給停止
レベル 2	供給停止率	ほぼ 0%	供給停止率	5% 約 100 戸供給停止

（キ）ガス（LP ガス）

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル 1	機能支障率 要点検需要家数	6 % 約 900 戸	機能支障率 要点検需要家数	13% 約 1,900 戸
レベル 2	機能支障率 要点検需要家数	9% 約 1,300 戸	機能支障率 要点検需要家数	23% 約 3,400 戸

エ　都市基盤施設被害の概況

（ア）道路（緊急輸送路）

区分		概況
高速道路	東名高速道路 新東名高速道路	◆　大きな施設被害は発生せず、緊急通行車両の通行は可能 ◇ 発災後１日 一般車両の誘導、放置車両の排除等車線確保 ◇ ２日以降 交通規制により、緊急自動車・緊急通行車両のみ通行可能
東西幹線道路	国道 246 号	◆　一部区間で橋梁損傷のため、不通となる。 ◆　山間部で山・崖崩れのため、軽微な被害が発生する。 ◇　発災後１～３日 一部区間で不通または交通規制 ◇　３日～１週間 一部区間で不通または交通規制

その他の道路	国道 246 号以外の緊急輸送路に指定されている道路	◆　一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化により被害が発生する ◇　発災後１～３日 一部区間で不通または交通規制 ◇　３日～１週間 一部区間で不通または交通規制

（イ）鉄道

区分	駿河トラフ・南海トラフ		相模トラフ	
レベル１	◆　山間部で震度６弱の地震動や山・崖崩れにより運行に支障がでる。		◆　山間部で震度７の地震動により長期的に運行に支障 ◆　震度６弱・強の地震動や、山・崖崩れにより運行に支障	
	発災して ◇　約１週間 ◇　１週間～１ケ月	不通 不通区間あり 折り返し運転	発災して ◇　約１週間 ◇　１週間～１ケ月	不通 不通区間あり 折り返し運転
レベル２	◆　山間部で震度６弱の地震動や山・崖崩れにより運行に支障		◆　山間部で震度７の地震動により長期的に運行に支障 ◆　震度６弱・強の地震動や、山・崖崩れにより運行に支障	
	発災して ◇　約１週間 ◇　１週間～１ケ月	不通 不通区間あり 折り返し運転	発災して ◇　約１週間 ◇　１週間～１ケ月	不通 不通区間あり 折り返し運転

（３）市役所機能に及ぼす被害の想定

ア　建物被害の概況

南海トラフレベル２の場合は、市域のほぼ全域が震度６弱のため、一部耐震性の低い建物で被害が発生する可能性があるが、耐震性の高い建物の被害は軽度であり、機能発揮は十分可能であると予想される。

相模トラフレベル２の場合は、市役所周辺地域は震度６強のため、建物構造に甚大な被害が発生する可能性は否定できない。（市役所本庁舎は、平成２２～２３年度に耐震補強を行い耐震性能は、Ｉａであるため利用可能）

その他の市関連施設では、耐震性の低い建物では、甚大な被害が発生する可能性がある。

イ　火災の概況

南海トラフレベル２の場合は、庁舎、支所周辺では、延焼火災の危険性はほとんどないと考えられるが、相模トラフレベル２の場合は、延焼火災の危険性は否定できない。

ウ　ライフライン等被害の概況

（ア）上水道は、南海トラフレベル２及び相模トラフレベル２の場合とも、復旧までに３～４週間かかると予想される。

（イ）電力は、南海トラフレベル２及び相模トラフレベル２の場合とも、復旧までに約３日かかると予想される。

（ウ）通信は、南海トラフレベル２においては固定電話復旧に約１週間、携帯電話復旧に３日間程度かかると予想され、相模トラフレベル２においては固定電話、携帯電話ともに復旧に数日程度かかると予想される。

（エ）情報システムについても、停電や回線等の問題から機能停止となる可能性があり、復旧に３日～１週間程度かかると予想される。

エ　職員参集の予想

地震災害により発災した場合、職員は自らの安全を確保し、家族及び近隣の住民の安否確認や救助を実施した後に参集することになる。特に、発災が深夜等の場合には職員の殆どが就寝中であり、安否確認などにより多くの時間を要することから、市災害対策本部、各支部本部の設置及び動員先への参集には、かなりの時間を要するものと考えられる。

２　富士山火山噴火の被害状況想定

（１）想定対象噴火現象

火山災害として、火砕流、噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰が対象の噴火現象となるが、令和３年度改定されたハザードマップにおいて裾野市が大きな影響を受ける噴火現象の主対象は、溶岩流と降灰である。（火砕流及び融雪型火山泥流は、ハザードマップ改定において、精緻な地形分析により尾根の存在が明らかになり、シミュレーションにおいて影響範囲が縮小された。）

（２）火山災害の特性

火山災害は他の災害に比し、不確実性・広範多岐、そして流動的な特性を有する。噴火活動が始まり噴火するのか・しないのか、噴火するまでの期間等、事前に予測をする事は困難である。また、噴火場所（火口位置）や噴火規模等も噴火後でないと正確なことは判明せず、被害や避難様相も噴火現象の状況に応じて大きく異なる。特に、避難については大規模な降灰や溶岩流の流下状況に応じて、市外（広域）への避難が必要となり、市民避難に合わせて行政機能も分割運営しなければならない状況等が考えられる。

（３）噴火対象エリア（避難対象エリアの見直し）

富士山火山避難基本計画において、噴火現象影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第１次から第６次までの６つの避難対象エリアに区分されたが、静岡県地域防災計画において第３次避難対象エリアのうち、溶岩流が１時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を第２次避難対象エリアとして位置付けた須山地区や、須山地区以

外の地域の行政区においても周辺地形の特性上、明らかに孤立が予想される地域等は、可能性マップとの整合により避難対象エリア区分の繰り上げを実施し、設定した行政区別の避難対象エリアは、下記図表のとおりである。

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
	想定火口範囲	火砕流等、大きな噴石等	溶岩流 1～3時間以内で到達	溶岩流 3～24 時間以内で到達	溶岩流 24 時間～7 日間以内で到達	溶岩流 7 日～約 57 日間以内で到達
須山地区	十里木別荘地 芙蓉の森林地区、南富士3地区・2地区の一部	十里木別荘地 第1次避難対象エリア以外 須山4区 ★須山1～3及び6区				
富岡地区			下和田	トヨタ、上ケ田、下条、中村、中里、今里、千福、千福南、呼子、田場沢、矢崎、御宿上谷、御宿入谷、御宿坂上、御宿平山、御宿新田、金沢 (※) 森脇団地、御宿台、今里上		
深良地区				岩波、深良新田、町震1、町震2、舞台団地、遠道原	上原、上須、切久保、原、和市	上原団地、南堀
東地区				久根	公文名1、公文名2、中丸上、中丸中、中丸下、天理町、富士見台、新道、日ノ出町、本村上中、本村下、本通り、東町	和泉、峰下市の瀬、本茶、滝頭、稲荷アルミ、道上、茶畑団地、鈴原、麦塚、公文名3、公文名4
西地区				南町、堰原、大畑、富沢、二ツ屋1、二ツ屋2、桃園、水窪、佐野上宿、佐野2、佐野本宿、佐野若狭、元町、石脇、上町	緑町、伊豆島田	
計	十里木別荘地の一部	5 十里木別荘地の一部	1	42	20	13
	81行政区及び十里木別荘地					
備考	◇ ★須山1～3及び6区 → 溶岩流の流下1h以内到達及び孤立予想により、第2次避難対象エリアに位置付け ◇ (※)避難対象エリア区域図として変更した行政区 → 森脇団地:本来約 27h(第5次)、御宿台:本来約 760h(第6次)、今里上区:本来流下予想外(孤立予想) ◇ 流下しない(流下想定外)行政区 ： 上城区、千福が丘区、公文名5区、青葉台区					

（4）富士山火山における避難の全体イメージ

避難対象エリア		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象		想定火口範囲	大きな噴石、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
観光客等 ※1	避難時期	遅くとも噴火警戒レベル3までに帰宅（登山者は、解説情報（臨時）で下山）				溶岩流の到達の可能性が生じた時点	
	移動手段	登山者は、5合目からはバス又は徒歩　　観光客は、入域した手段による				入域した手段による	
	避難先	自宅等（登山者、観光客、別荘利用者、来域者は、地域外の自宅への帰宅を原則とする。）					
避難行動要支援者 ※2	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4	噴火前レベル5で準備 須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	車両（親族の自家用車、施設の車両、行政が手配する車両）					
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側、ただし、第3次避難対象エリア内での避難の場合、移動用車両が待機済みで速やかに移動できる状態とすること。			溶岩流の流下範囲外		
一般住民	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4　※3 下和田区は噴火直後	溶岩流が流下する可能性が生じた時点 須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	自家用車		自家用車等、または、徒歩避難　　※4			
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側		第4次より外側	溶岩流の流下範囲外		
対象とする火山現象		融雪型火山泥流【ハザードマップでは、積雪量50cmを想定しているため、特に積雪量が多い場合は、広く避難させる必要がある。】					
避難行動要支援者 一般住民		避難済み（逃げ遅れが生じた場合、救出救助） ※　下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降（右記）の行動			【積雪期】 裾野市はハザードマップで居住地域への流下はないが、積雪量が多い場合協議会等に確認し必要な地域を噴火前に避難させる		
対象とする火山現象		降灰後土石流【噴火後の緊急調査結果に基づき避難】					
避難行動要支援者 一般住民		避難済み（逃げ遅れが生じた場合、救出救助） ※　下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降（右記）の行動			緊急調査結果を基本とするが、降灰後に降雨があった場合は、緊急調査結果がなくても速やかに避難（特に、土砂災害警戒区域）		
対象とする火山現象		降灰【降灰後土石流の影響範囲を除く】					
避難行動要支援者 一般住民		避難済み（逃げ遅れが生じた場合、救出救助） ※　下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降（右記）の行動			原則として、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難、溶岩流の流下や極めて大規模な降灰からいのちを守るために避難する場合は、徒歩により移動（避難）		

※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者（居所としている者を除く）、通勤・通学等のための来域者など富士山周辺以外に生活の拠点を有する者
※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅で生活する者を対象としている。更に、避難に時間を要する入院、入所者の対応例は、別に示す。
※3 裾野市は、**須山地区を噴火前避難地域に指定**（下和田区は、協議会の区分とおり一般住民は噴火直後（必要な範囲）
※4 一般住民は、自家用車等避難、または、道路の状況に応じて徒歩避難が基本とし、道路渋滞回避の必要性から努めて1世帯1台以下を奨励し、周知する。

（5）富士山火山における噴火タイムテーブル

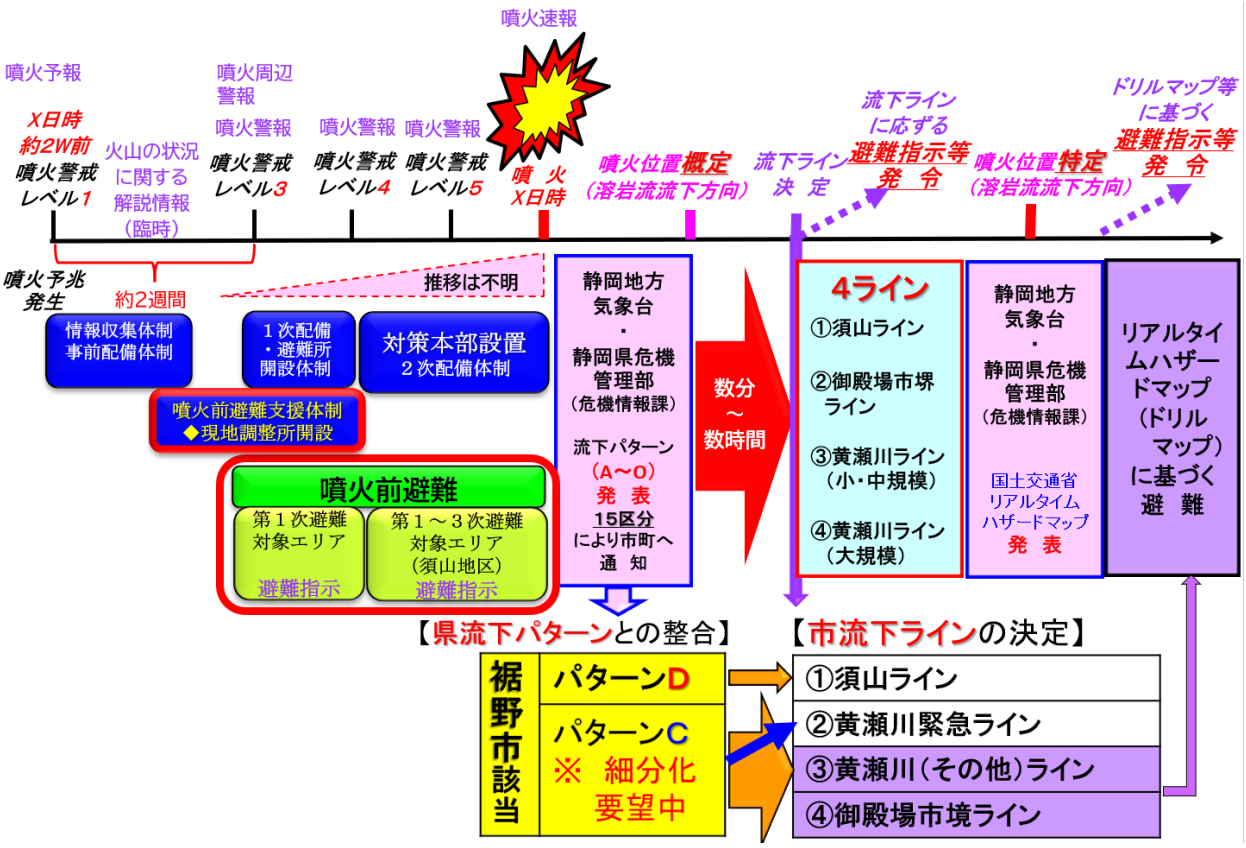

（６）噴火シナリオ（噴火警戒レベルが順次引き上げられ噴火する場合の想定）

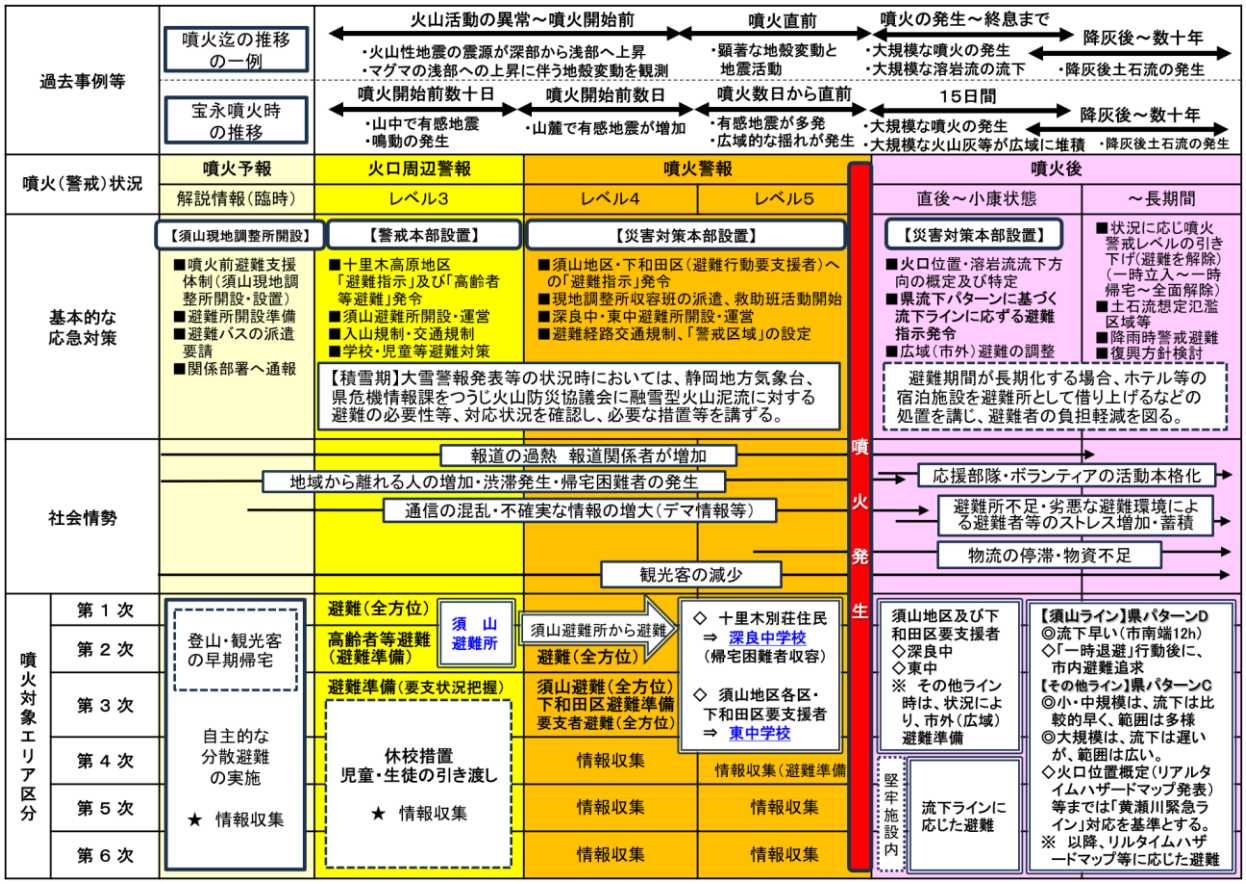

（７）噴火前避難

ア　噴火前避難の計画（全般）

区　分	火山現象 ※1	対象範囲	避難者区分		
			一般住民	避難行動要支援者	観光客・登山者
噴火警戒レベル3	溶岩流等	◆　第1次避難対象エリア【全方位】 ◇　十里木高原別荘地（富士急：芙蓉の森林地区） ◇　十里木別荘管理（南富士：3区及び2区一部）	避難 須山避難所 ※2	避難 須山避難所 ※2	※この前に、下山・帰宅
		◆　第2次避難対象エリア（十里木高原地域）【全方位】 ◇　十里木別荘地域 （第1次避難対象エリア除く、別荘管理事務所含む。） ◇　須山4区	—	避難 須山避難所 ※2、※3	入山規制 （避難）
噴火警戒レベル4	溶岩流等	◆　第2次避難対象エリア【全方位】 ◇　十里木別荘地域 （第1次避難対象エリア除く、別荘管理事務所含む。）	避難 深良中避難所	避難 深良中避難所	入山規制 （避難） ※状況により、深良中避難所に避難させる。
		◇　須山4区 ◇　須山1～3・6区	避難 東中避難所	避難 東中避難所	
		◆　第3次避難対象エリア【全方位】 ◇　下和田区	避難準備	避難 東中避難所	
噴火警戒レベル5	溶岩流	◆　第4次避難対象エリア ※　富岡地区（下和田区を除く20コ区）	—	避難準備	
備　考	※1　火山現象の「溶岩流等」は、火口形成・火砕流・火砕サージ、大きな噴石を含む。 融雪型火山泥流は、著しい降雪が予想される場合においては、富士山火山防災対策協議会等からの情報収集及び助言受けを行い、必要により、須山地区及び富岡地区北部地域の避難対象エリアの拡大を検討する。 ※2　第1次避難対象エリアには「避難指示」を発令し、須山避難所は、須山研修センター、須山支所、状況により須山小学校に開設する。 ※3　第2次避難対象エリア（十里木高原地域）に、「高齢者等避難」を発令（「高齢者等避難」発令時に自ら車両避難できない等避難支援が必要な一般住民等にも避難を促す。）				

イ　噴火前避難時の市の体制等

噴火状況（警戒レベル）				レベル1	火山活動解説情報 臨時情報（Hライン）	レベル3 学校休校措置等	レベル4
県の体制				事前配備（情報収集）		警戒本部設置（必要に応じ災害対策本部）	
市の体制等	避難情報等					避難指示（1次エリア） 高齢者等避難（2次エリア）	避難指示（須山地区全域） 高齢者等避難（下和田区）
市の体制等	配備体制			噴火活動開始	事前配備（情報収取） 噴火前避難支援	第1次配備（警戒本部） 避難所開設	第2次配備 （災害対策本部）
市の体制等	各別行動等	現地調整所	本部		呼集・準備・移動（準備） 現地調整所開設	◆市役所・関係部署へ連絡 ◆須山避難所開設指示 ◆1次エリアの避難確認、2次 ◆2次エリアの避難支援指示 ◆巡回広報、入山・交通規制	◆市役所・関係部署へ連絡 ◆巡回広報、交通規制・誘導 ◆避難支援全般統制・指示 避難状況把握・通報、事案対応 ◆警戒区域の設定準備
市の体制等	各別行動等	現地調整所	収容班			◆状況把握及び須山1～3・6区、下和田区への派遣準備	◆須山地区（1～3・6区）と下和田区派遣（自主防との調整・把握） ◆情報収集・連絡・避難支援（避難バス運用、要支援者把握・連絡）
市の体制等	各別行動等	現地調整所	救助班（保健師含）			◆状況、特に、要支援者情報の把握、活動準備	◆収容班からの情報把握・整理 ◆要請による避難行動要支援者の避難支援（救助・輸送）
市の体制等	各別行動等	広域避難地班	須山班			◆須山避難所の開設（運営） ◆2次エリアへの避難支援（避難バス運用）	◆須山避難所入所者の避難支援（避難バス運用） ◆避難所撤収
市の体制等	各別行動等	広域避難地班	その他			◆呼集（人員・状況把握） ◆出発（車両・避難所必要資材）準備	◆深良中・東中へ移動、避難所開設 ◆東中（別荘民）・東中（須山区民） ◆避難者受け入れ（交通誘導・受付）
関係防災機関等	警察				移動（準備） 現地調整所派遣	◆巡回広報（富士急別荘地芙蓉森林地区）※防犯兼ねる。 ◆入山・交通規制（水ヶ塚付近）	◆巡回広報（レベル3に同じ。） ◆交通規制（1次エリア、避難支援（誘導：6か所）、進入抑制（2か所）
関係防災機関等	消防					◆巡回広報（南富士2・3地区） ◆入山規制（資料館周辺） ◆避難支援（患者等搬送）	◆巡回広報（レベル3に同じ。） ◆避難支援（要支援者患者等搬送）
関係防災機関等	自衛隊					◆連絡員の派遣（状況把握）	（◆必要により、警戒区域設定及び区域内残留者の救助・救出）

（８）噴火後避難

ア　噴火後避難における溶岩流の流下ライン等に応じた避難

（ア）　全　般

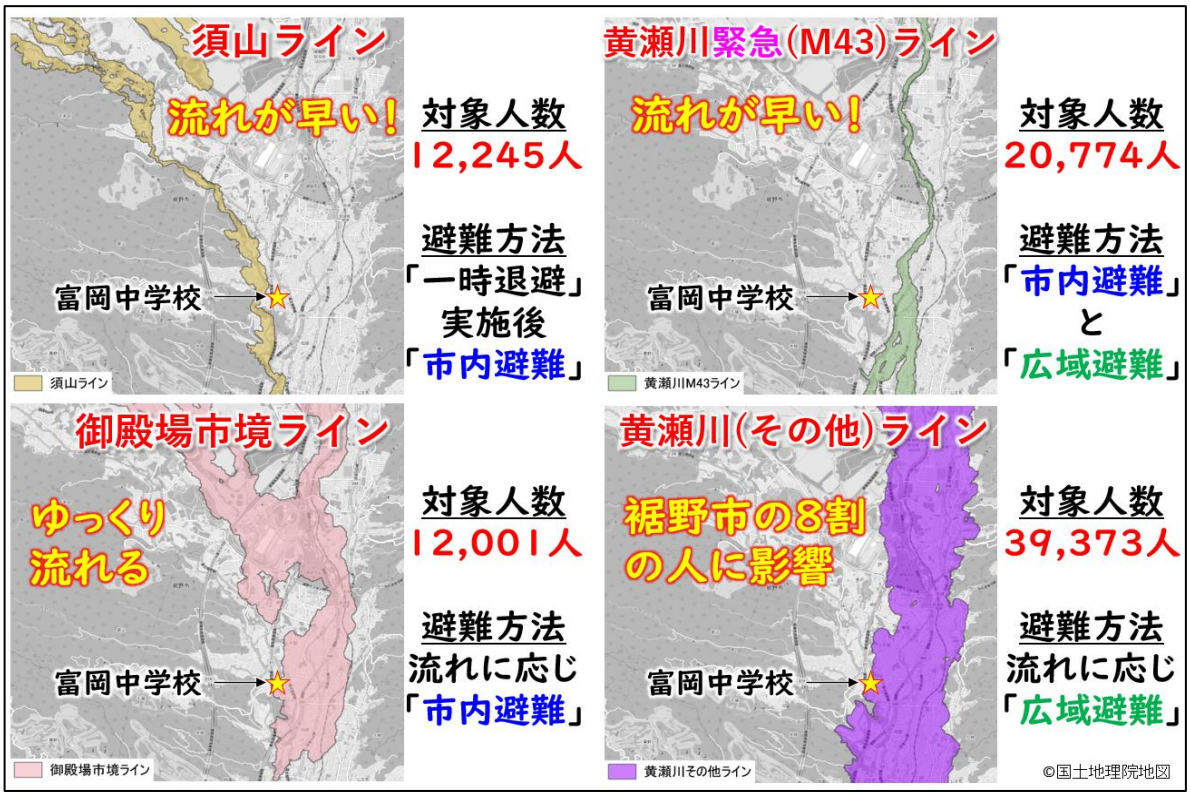

（イ）須山ライン

須山ライン（流れが速い）

【避難対象】26コ区（12、245人）

【避難の考え方（方針）】
対象の川沿いの自治会区は「一時退避」後、溶岩の流れ方に応じて開設された「市内避難」場所に移動

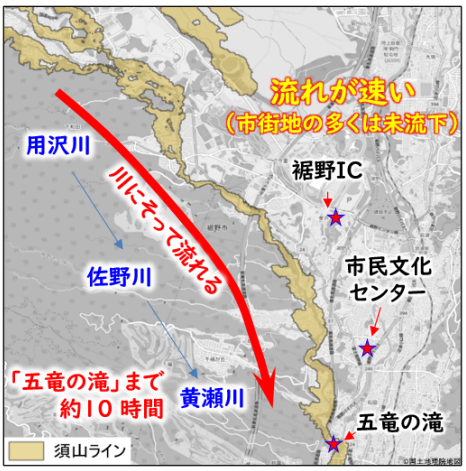

【避難要領（時期・場所等）】

		自治会区	避難時期 *1	一時退避場所
一般住民	富岡	下和田、呼子	火口位置概定後、又は、噴火1h後	時の栖スポーツセンター
		今里		裾野運動公園
		田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福		近くの自治会区の集会所等
		千福南	噴火5h後	
	西	大畑、佐野二、石脇、桃園、上町、元町		
		ニッ屋二、富沢、ニッ屋一、堰原、南町、水窪		
	東	本村上中	噴火24h以降	

★ 市内避難：市内開設予定の避難所は、最大20カ所を準備（約13,000人収容可能）

		自治会区	避難時期 *1	避難場所
要支援者	富岡	下和田	噴火前避難	東中
		呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福	噴火と同時	富岡支所 富岡第1小
		千福南	火口位置概定後、又は、噴火1h後	東小
	西	大畑、佐野二、石脇、桃園、上町、元町、富沢、ニッ屋一、ニッ屋二、堰原、南町、水窪		
	東	本村上中	噴火24h後	

*1：噴火時刻を基準とする

◆　市役所機能に及ぼす影響は、市役所本庁舎及び福祉保健会館への溶岩流の流下想定なく健在だが、須山支所は溶岩流流下予想のため機能消失の可能性がある。

（ウ）黄瀬川緊急（M４３）ライン

黄瀬川緊急ライン（素早く対応）

【避難対象】42コ区（20、774人）

【避難の考え方（方針）】
噴火当初、黄瀬川沿いの地域は、「市内避難」を優先。
噴火12時間（半日）後頃から「広域避難」も開始。

【避難要領（時期・場所等）】

		自治会区	避難時期 *1	避難場所
一般住民（市内避難）	深良	岩波、深良新田、遠道原	火口位置概定～3h後	別記1
		町震二	5h後	深良中
		舞台団地		富1小
		町震一	10h後	深良支所
	富岡	御宿新田、御宿上谷、上ヶ田	火口位置概定～3h後	別記1
		御宿平山、千福	5h後	富1小
		千福南	8h後	
	西	石脇	5h後	富中・富1小
		佐野二	8h後	東小・向田小
		大畑		東小
	東	久根	10h後	東小

		自治会区	避難時期 *1
一般住民（広域避難【伊豆方面】）	西	佐野上宿、桃園、上町、元町	12h後
		佐野本宿、ニッ屋二、富沢、ニッ屋一、佐野若狭	15h後
		堰原、南町、水窪、緑町、伊豆島田	22h以降
	東	本村上中、東町、公文名一、新道、中丸上、中丸中、天理町、本通り、日の出元町、富士見台	
		中丸下、本村下	48h以降

★別記1 市民文化センター以北（御殿場側）地域は、一時退避。場所は、隣接自治会区地域の集会所など。溶岩流の流下状況に応じて、深良・富岡の開設避難所へ移動

	自治会区	避難時期 *1	避難場所
要支援者（市内避難）	岩波、深良新田、遠道原、町震二、舞台団地、御宿新田、御宿上谷、御宿平山、上ヶ田、千福、石脇	火口位置概定、又は、1h後	富岡支所・富1小、深良中
	千福南、佐野二、大畑	6h後	東小、いずみ幼稚園、東保育園
	久根、町震一、佐野上宿、桃園、上町、元町	9h後	
	佐野本宿、ニッ屋二、富沢、ニッ屋一、佐野若狭	12h後	
	堰原、南町、水窪、緑町、伊豆島田、本村上中、公文名一、新道、東町、中丸上、中丸中、天理町、本通り、日の出元町、富士見台	18h以降	
	中丸下、本村下	24h以降	

*1：噴火時刻を基準とする

◆　市役所機能に及ぼす影響は、市役所本庁舎及び福祉保健会館は、溶岩流の流下予想であり機能消失のため、代替場所の設定、行政機能継続の処置が必要だが支所３カ所は溶岩流の流下想定はなく健在、また、約 13,000 人は市外広域）避難の必要性があるため、それに合わせた行政機能も分割運営を考える必要性がある。

（エ）御殿場市境ライン

御殿場市境ライン（市街北半分）

【避難対象】29コ区（12、001人）

【避難の考え方（方針）】
溶岩流の流れが遅く、噴火後約2日頃に判明する
リアルタイムハザードマップに基づき「市内避難」

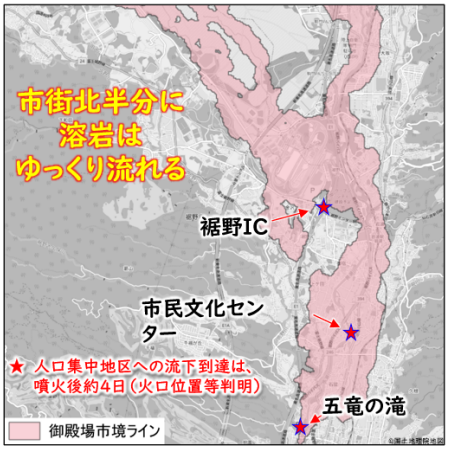

【避難要領（時期・場所等）】

		自治会区	避難時期*1	避難場所
一般住民	富岡	下和田*2（避難者限定）	火口位置概定～15h後	富岡第2小（区内集会所：共助）
		今里*2（避難者限定）	24h（1日）後	富岡支所（区内集会所：共助）
		トヨタ	4～6日後	深良中
		御宿新田		裾野高・市民体育館
		矢崎		住友金属
		御宿入谷 御宿平山	7～9日後	
		御宿上谷 上ケ田 御宿坂上		富岡中
		金沢		千福が丘小
	深良	岩波	4～6日後	裾野高
		上須		東西公民館
		深良新田		東小
		上原 遠道原 切久保 和市	7～9日後	
		町震二		南小・いずみ幼稚園
	西	石脇		向田小・南小

	自治会区	避難時期*1	避難場所
要支援者	下和田	噴火前	東中
	今里	12h後	富岡支所
	岩波、トヨタ*3 御宿新田	4～5日後	東保育園*4
	矢崎、上須 深良新田	5～6日後	
	御宿上谷 上ケ田	6～7日後	住友金属*4
	上原		東保育園*4
	遠道原、切久保	7～8日後	
	御宿入谷、石脇		住友金属*4
	御宿平山 御宿坂上、金沢	8～9日後	
	和市、町震二		東保育園*4

☆噴火9日後以降に避難する地域

		自治会区
一般住民	富岡	千福、千福南
	深良	舞台団地、町震一
	西	佐野上宿、佐野二 佐野本宿、大畑
	東	久根

	自治会区
要支援者	舞台団地 千福、町震一
	久根、佐野上宿
	千福南、佐野本宿、佐野二、大畑

※避難場所は、状況に応じて決定する。（別示）

*1：噴火時刻を基準とする
*2：県道24号以東住民が対象。自治会区の共助活動により区の集会所も避難場所として開設。
*3：トヨタ区は、2024年10月現在、要支援者数0（ゼロ）
*4：要支援者の状況に応じ、要配慮者利用施設（あいの郷・茶畑ヒルズ）を利用。収容数は各30人予定。

◆　市役所機能に及ぼす影響は、市役所本庁舎への溶岩流の流下想定なく健在だが、福祉保健会館及び須山・深良支所は、溶岩流の流下予想であり機能消失のため代替場所の設定、行政機能継続の処置が必要となる。

（オ）黄瀬川（その他）ライン

黄瀬川ライン（市街全域広域避難）

【避難対象】67コ区（39、373人）

【避難の考え方（方針）】
噴火後約2日頃に判明するリアルタイムハザードマップに基づき避難（「市外（広域）避難」を判断し、指示）

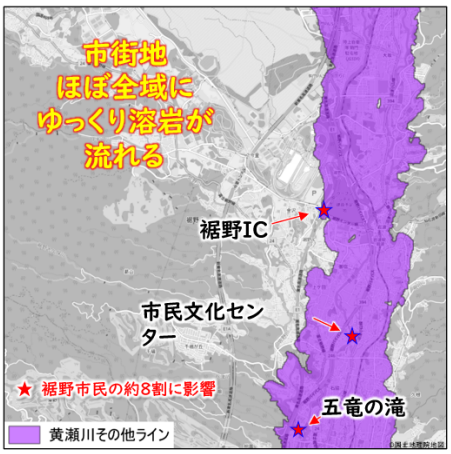

【避難要領（時期・場所等）】

	自治会区	避難時期*1	避難場所
一般住民	トヨタ*3	火口位置概定～13h後	当初、近くの自治会区の集会所等*2へ避難 ※ 市外（広域）避難も準備 リアルタイムハザードマップの内容（状況）により、市より指示
	岩波、御宿新田	16h後	
	矢崎、深良新田	19h後	
	御宿上谷、上ケ田、遠道原	24h（1日）～40h後	

	自治会区	避難時期*1	避難場所
要支援者	岩波、御宿新田、矢崎、深良新田、トヨタ*3	火口位置概定～10h後	深良中
	御宿上谷、上ケ田、遠道原	24～30h後	

☆噴火3日後以降の避難自治会区

			自治会区
一般住民	要支援者	深良	町震一、町震二、南堀、和市、舞台団地、切久保、上原、上原団地、原、上須
		富岡	千福、御宿平山、御宿坂上、御宿入谷、中里、金沢、御宿台、千福南
		西	石脇、佐野上宿、佐野本宿、佐野若狭、佐野二、大畑、上町、緑町、元町、桃園、富沢、南町、二ッ屋一、二ッ屋二、堰原、伊豆島田、水窪
		東	久根、公文名一、公文名二、公文名三、公文名四、中丸上、中丸中、中丸下、天理町、滝頭、本茶、道上、峰下市の瀬、鈴原、茶畑団地、和泉、富士見台、麦塚、新道、東町、本通り、日の出元町、本村上中、本村下

<避難時期> 噴火後約2日頃に判明するリアルハザードマップにより決定。
<避難場所> 溶岩流の流れ方（小規模～大規模）に応じて決定。
・小規模　→ 市内避難（溶岩の流れ方・避難状況により市より指示）
・上記以外 → 市外（広域）避難を基準とする。

*1：噴火時刻を基準とする
*2：自治会区の共助活動により、区の集会所も避難場所として開設。
*3：トヨタ区は、2024年10月現在、要支援者数0（ゼロ）

◆　市役所機能に及ぼす影響は、市役所本庁舎、福祉保健会館及び支所３カ所も溶岩流の流下予想であり機能消失のため、代替場所の設定、行政機能継続の処置が必要、また、大規模噴火時は最大約 38,000 人が市外（広域）避難の必要性があるため、それに合わせた行政機能も分割運営を考える必要性がある。

イ　降灰による影響度

（ア）宝永噴火（１７０７年）の降灰分布による裾野市への影響度

★　新たなハザードマップは、降灰シミュレーション等を行っていないため、
平成16年度版を再掲　※　裾野市の可能性マップ最大値30～50Cm

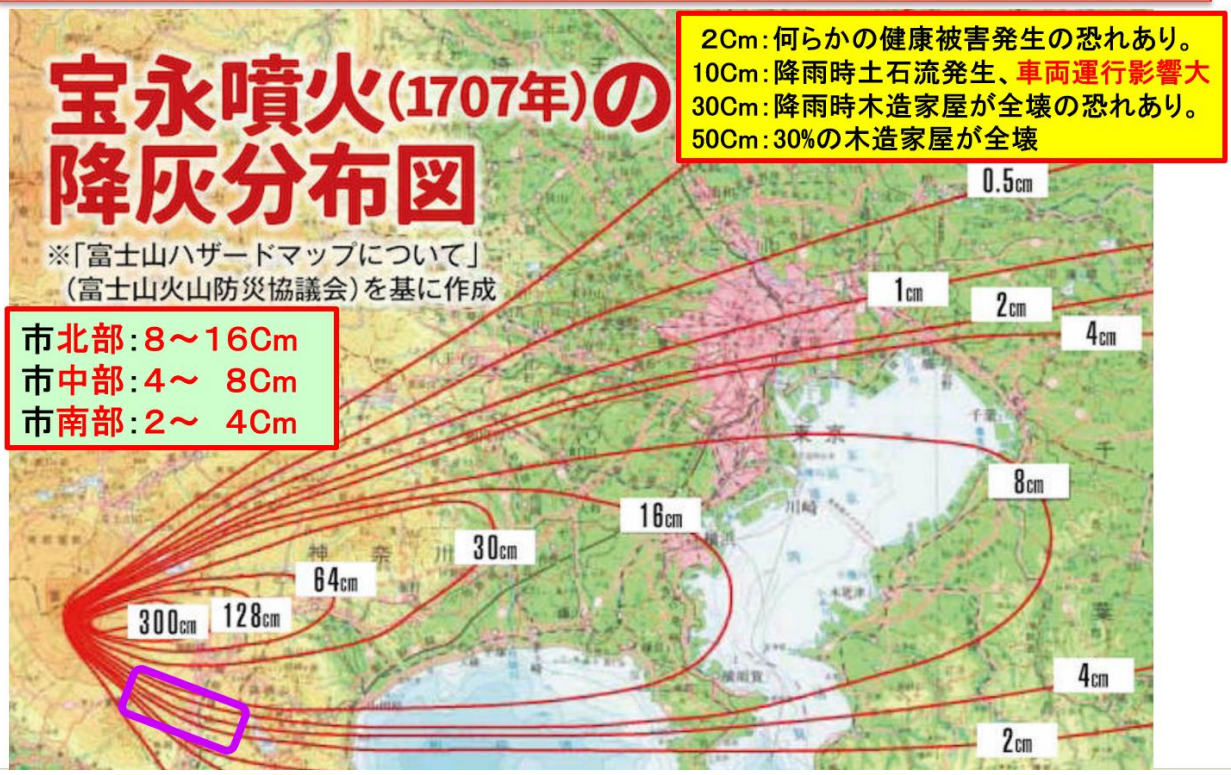

（イ）道路については、約５㎜以上の降灰があった場合は、除灰を行わなければスリップ事故や渋滞等の交通障害が発生する。一般的に１０cm 以上の降灰で普通乗用車は走行不能となり、湿潤状態では数 cm 程度の降灰でもスリップし走行不能になる可能性がある。そして、降灰が５ｃｍ／日以上で道路の除灰が十分にできない場合は、交通機能に重大な支障（通行不能）を及ぼす。

また、「可能性マップ」の最大値では、市全域が降灰３０～５０ｃｍの予想となっており、市民は降灰開始当初は近傍の堅牢な施設に避難するが、降灰３０ｃｍを超えると多くの市民が市外への広域避難を余儀なくされる可能性が高く、その場合はそれに合わせた行政機能も分割運営を考える必要性がある。

エ　富士山火山噴火災害による市役所（行政）機能に及ぼす全般的な影響

（ア）建物被害

ａ　溶岩流については、流下状況により庁舎等に対し直接的な影響がない場合は、被害はなく機能発揮は十分可能である。しかしながら、流下状況により事前避難を余儀なくされ、市外を含めた溶岩流の流下想定外の地域への機能移転を考えなければならなくなる。

ｂ　降灰については、堆積量及び降灰熱に対する強さにもよるが、降灰が３０ｃｍ以上ある場合は、建物構造に甚大な被害が発生する可能性があり、市外を含めた降灰量の少ない地域への代替施設への機能移転も考える必要性がある。

（イ）道路被害

約５ｍｍ以上の降灰があった場合、緊急輸送路の啓開を最優先に市内道路の降灰を実施する必要があり、これができない場合は市役所（行政）機能の発揮に甚大な影響を及ぼすことになる。

（ウ）ライフライン等被害

ａ　溶岩流については、流下状況により庁舎等に対し直接的な影響がない場合は影響が少ないものと予想されるが、流下状況により停電や断水が発生するため影響を及ぼす。

ｂ　降灰については、次の影響があるものと予想される。

（ａ）上水道は、微細な火山灰が通気口から配水場等に混入した場合、水質に影響を及ぼし、給水不可能となる可能性がある。

（ｂ）下水道は、ほぼ被害がないことが予想される。

ｃ　電力は、端末の地上架線の部分で漏電が発生することが予想されるため、降灰量が１ｃｍ以上になった場合には、小規模から大規模な停電が頻発することが予想される。また、変電所等の機能が低下した場合、市内全体が停電になる可能性がある。

ｄ　通信は、降灰中に電波障害が発生し、無線の電波伝搬に影響を受ける。

ｅ　情報システムは、停電や回線等の問題から機能発揮に影響を受ける。

３　感染症の被害状況想定

本計画における感染症は、２０１９年１２月に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大し、日本は２０２３年５月８日に５類感染症に移行した新型コロナウイルス感染症の対応（経験値）を参考として想定する。

（１）全国の感染状況概要

【国内の感染者（累計）数】

※　新型コロナウイルスの日本国内感染者数 2020 年 6 月～2023 年 5 月（感染症５類移行時）

（２）静岡県及び裾野市の感染状況概要

ア　静岡県の感染者累計数は、新型コロナウイルス感染症が感染症の５類に移行する直前の２０２３年５月７日時点で８７２，７０１人である。令和５年の県民数が約３，５５０，０００人とすると約２５％（１/４）の県民が感染したこととなる。

イ　裾野市の感染状況

（ア）市全体の感染状況

【１週間ごとの新規陽性者数】

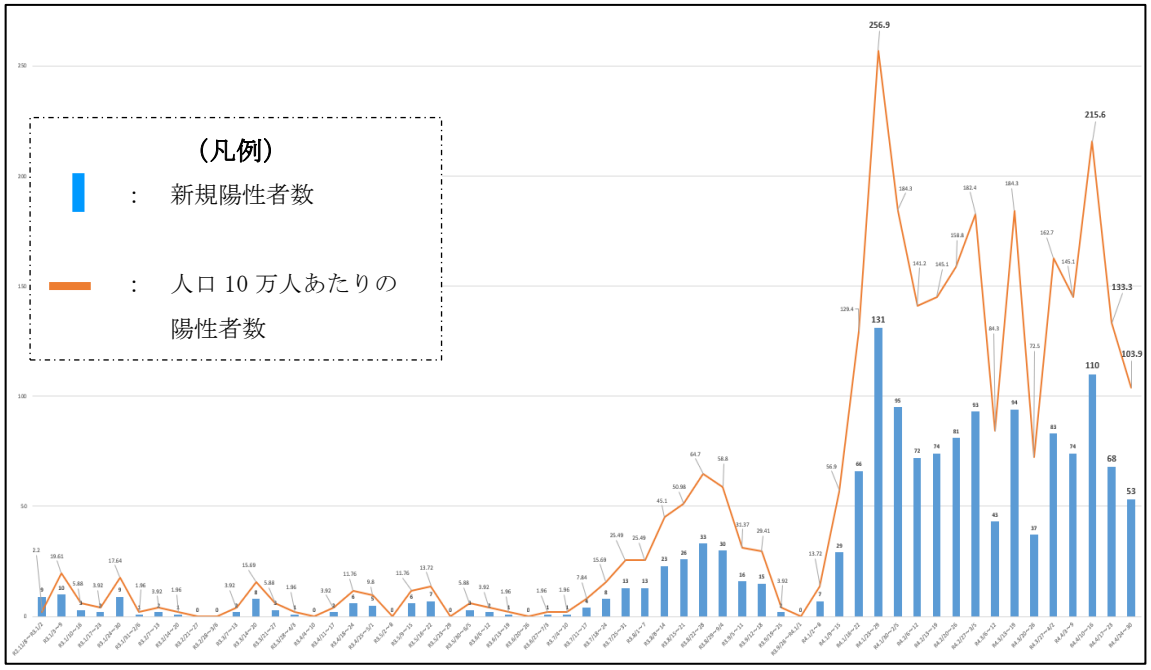

◆　令和２年 11 月～令和５年５月までの間において、裾野市内で市民約 1,500 人が感染し、１４件のクラスターが発生した。

（イ）市役所職員感染状況と業務への影響の概要

市役所職員の感染者数は約２００人（正規及び会計年度任用職員数）であり、会計年度任用職員を含めた職員総数（670 名）の約３０％が感染した。クラスターの発生は職場内ではないものの、飲食の場における職員間での感染により１件が発生した。その他、クラスターの発生とはならないものの、同一所属内における複数職員の同時発生頻度は比較的多い状況が発生し、これにより感染した職員が担う業務はもとより、所属全体での通常業務等の遂行・継続に影響を及ぼす結果となった。また、職場内での更なる感染拡大防止のための措置として、接触職員等に対する検査の実施や検査結果に応じた出勤停止（経過観察）等の処置を行うとともに、合わせて職場環境（施設・設備等）の消毒作業を行うため、職員個々をはじめ職場全体への負担は、更に大きなものとなった。

第３章　業務継続計画策定及び適用等の考え方

１　業務継続の基本方針

（１）市は、大規模災害等発生時においては、「市民の生命・身体」及び「財産」の保護のため、「非常時優先業務」の遂行に全力を挙げる。

　また、感染症蔓延時においては、感染の市役所内（職員）への感染事象の発生を勘案しつつ事態の進展に応じた事業を継続させるため、職員の感染拡大の防止と市民サービスに関わる業務への影響を最小限に抑える。

（２）「非常時優先業務」の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のための必要な資源の確保と適切な配分を行う。

ア　大規模災害等発災等から当分の間は、被災者やその家族、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等の要求に対応する活動等、「人命」に係る非常時優先業務が中心となる。また、感染症蔓延においては、市民の生命及び安全、コンプライアンス、感染症の感染拡大防止に必要な業務が中心となる。

イ　災害発災後等の各部の参集率において、各部の参集率が著しく差がある場合、発災後等に予期せぬ非常時優先業務の所要が大の場合には、部・班に配置する職員を再配置等して対応する場合がある。この組織の再編成については、感染症蔓延時においても準用する。

（３）想定される大規模災害の発生や感染症の蔓延に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努める。

　業務継続力の向上のためには、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要である。

　このため、業務継続を阻害する要因（課題）の解消と業務継続計画の組織への定着化を積極的に進めていくものとする。

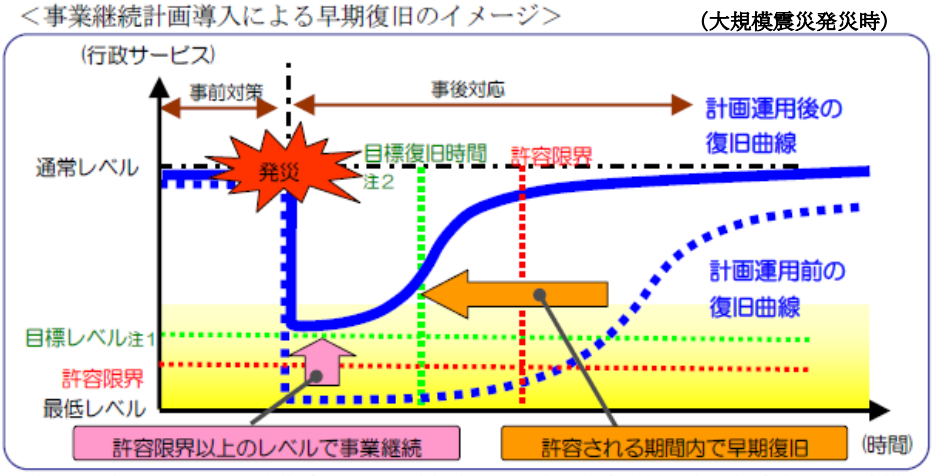

注１　目標レベル・・・発災時において確保されるべき、許容限界以上の行政サービス水準をいう。業務によって、定量的または定性的に設定する。「～の臨時開設」や「～の限定再開」など、必ずしも 100%の提供水準とは限らない。

注２　目標復旧時間・・・目標レベル以上で、ある一定の復旧レベルに達する時間をいう。

２　業務継続計画の適用期間・範囲と発動・解除

（１）適用期間・範囲

ア　本計画の適用期間は、発災等から１ヵ月後までを基準とするが、感染症蔓延については、国・県からの指示や施策を捉えて当時の状況に応じ別に定める。

イ　被害（感染）状況に応じて「裾野市地域防災計画」及び「裾野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に定める災害対策本部長（市長）が期間の短縮又は、延長を行う。

（２）発動要件

大規模な自然災害や感染の発生により、市災害対策本部が設置されるとともに、市の行政区域及び市役所機能に甚大な被害等が発生した場合、若しくは発生したと判断される場合とする。適用する災害は、本編第２章「想定する被害状況」に示すものとする。

（２）発動権者

市災害対策本部長（市長）とする。

なお、災害対策本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、災害対策副本部長を発動権者とする。

（３）発動の流れ

① 被害（感染）状況等の報告

本部会議において、市の行政区域及び市役所機能等の被害（感染）状況等を本部長に報告する。

↓

② 業務継続計画の発動

本部長は、被害（感染）状況の報告を受け、速やかに「裾野市事業継続計画」の発動の是非について決定する。

↓

③ 各部長等への通知

本部長が発動を決定した場合、速やかにその旨を本部会議内で共有する。

（危機管理課（統制部・班）は、直ちにその旨を各部長等に通知）

（５）解除

災害対策本部長は、本市における全ての通常業務の再開をもって、業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、各部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を逐次再開させることができるものとする。

3　非常時優先業務実施の体制

	大規模災害	感染症蔓延
当初の体制	□　大規模震災発災後、当初の間（72 時間）は、市民の生命・身体・財産の保護に直接影響する業務を最優先として災害対策本部等の班単位の参集人員で、各班の業務の優先順位に基づき対応する。 □　富士山火山噴火時は、噴火現象及び職員の参集状況に応じて体制を確立して対応する。	感染蔓延（職員及び職員の同居家族の感染判明）後当初の間（コロナでは５～７日間程度）は、職員の感染拡大の防止を踏まえつつ市民サービスに関わる業務の内、途絶できない業務を最優先として所属毎の出勤人員により、業務の優先順位に基づき対応する。
組織の再編成	班では対応できない場合は部内調整で対応し、それでも対応できない場合は、災害対策本部による部間調整で対応する。	左記事項によるが、特に、感染者所属部署（課）が閉鎖（所属職員全員が感染）の場合、職員の職務歴を踏まえた臨時組織を再編成する。
受援について	市独自で対応できない場合は、他の自治体からの応援も含めた広域応援等を要請する。 **★　細部は、** **<u>別冊「裾野市受援計画」</u>参照**	県との連携・調整により、必要に応じて要請する。
備　考		※　細部は、「新型コロナウイルス感染症対処計画」参照

第４章　実施する非常時優先業務

◎　第３章「業務継続計画策定及び適用等の考え方」第１項「業務継続の基本方針」（Ｐ２０）に基づき、以下に示す方法によって非常時優先業務を選定する。

１　非常時優先業務の選定

（１）非常時優先業務の選定に当たっては、本計画策定の目的である「市民の生命・身体・財産の保護」並びに「地域経済活動の維持」に対する業務の中断等の影響度を分類し、業務開始目標時期（目標着手時期）を時系列的に整理する。

（２）全業務の洗い出しと非常時優先業務の選定

	大規模災害	感染症蔓延
非常時優先業務 （応急対策業務）	◇　地域防災計画に規定する事務分掌に基づいて業務の洗い出しを行い、全ての応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務を非常時優先業務として位置付ける。	※　必要により、感染拡大防止に必要な業務（感染検査、消毒等）
非常時優先業務 （通常業務）	◇　通常業務の全業務について市民生活への影響度を分析し、実施の判断を行う。このうち、休止に伴う影響が大きく１週間以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付ける。	◇　左記の大規模災害内容に同じ。
非常時優先業務の対象期間等の区分 ※　評価基準は、下記図表による。	◇　災害発災から１ヵ月の業務を①発災当日、②翌日、③３日以内、④１週間以内、⑤２週間以内、⑥１ヵ月以内に区分する。	◇　災害発災から１ヵ月の業務を①発災（判明）当日、②翌日、④１週間以内、⑤２週間以内、⑥１ヵ月以内に区分する。
備考（共通）	◆　非常時優先業務を選定するため、市が通常行っている業務と災害時、必要により感染症蔓延時に発生する業務を全て洗い出し、下記図表の評価基準に基づいて、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持、感染症においては職員の感染拡大への影響度を評価し、継続すべき業務の選定を行う。	

（３）非常時優先業務の評価基準

ア　区分ごとの評価内容

区　分	評価内容
①・②	◇　発災（感染判明）当日もしくは翌日以内に業務を着手しないと、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に処置・対策等を講ずべき業務
③	◇　遅くとも発災後３日以内に業務に着手しないと、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に処置・対策等を講ずべき業務
④	◇　遅くとも発災（感染判明）後１週間以内に業務を着手しないと、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に影響を及ぼすため、処置・対策等を講ずべき業務
⑤・⑥	◇　発災（感染判明）後１週間は着手せず、業務が中断しても市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持にあまり（直ちに）影響を及ぼさないと見込まれる業務 ※　約半月（２週間以内）⑤と１ヵ月以内⑥に区分

イ　市民生活の影響度から判断する評価基準（参考）

考え方	市民生活の影響度からの分析をする場合には、市民の職員に対する非難の可能性よりも、対象とする目標レベルに計画した時間までに到達しない場合の影響を優先して考慮するものとする。				
影響の重大性	Ⅰ 軽　微	Ⅱ 小	Ⅲ 中	Ⅳ 大	Ⅴ 甚大
対象とする目標レベルに計画した時間までに到達しない場合	社会的影響は、わずか	若干の社会的影響が発生	社会的影響が発生	相当な社会的影響が発生	甚大な社会的影響が発生
市民の職員に対する非難の可能性	殆どの人は全く影響を意識していないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	大部分の人は意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的な批判が一部で生じえるが過半数の人は、その行政対応は許容な範囲であると理解する。	社会的な批判が発生し、過半数の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると理解する。	社会的な批判が大規模に生じ、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると理解する。

２　非常時優先業務

（１）災害時応急対策業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別表１

（２）通常業務（優先度の高い通常業務：コロナ時作成）・・・・・　別表２

第5章　業務継続のための体制の整備

1　全　般

大規模災害発災時に非常時優先業務を遂行するためには、迅速な職員の安否確認、必要な人員の確保と適切な配置等を行わなければならない。職員の配備体制については、職員が不在となる勤務時間外に発災した場合の参集可能職員数等をあらかじめ見積もり、それに基づいた体制を検討しておくことが必要である。

また、感染症対応時においても職員及び同居家族の感染の有無、必要な人員の確保と適切な配置等を行う必要があるが、本章は対応時間に急を要する大規模災害発災時の体制を主体に記述し、感染症対応時については特異な事項のみを付記する。

2　職員の配備体制

（１）裾野市地域内で震度４以上の突発型地震が発生した場合及び富士山の噴火警戒レベル１で火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合には、地域防災計画資料編に示す「職員非常連絡体系表」に基づき必要な職員が動員される。

（２）震度６弱以上の突発型地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報等予知型で災害対策本部におい全員招集を決定した場合及び富士山の噴火警戒レベル４が発表された場合等は、職員全員を招集・配置して第２次配備体制に移行する。

（３）災害対策本部の編制

市は、災害等発生した場合に市役所本庁舎４階に「災害対策本部」を設置するが、その編制は以下（令和６年度）のとおり。

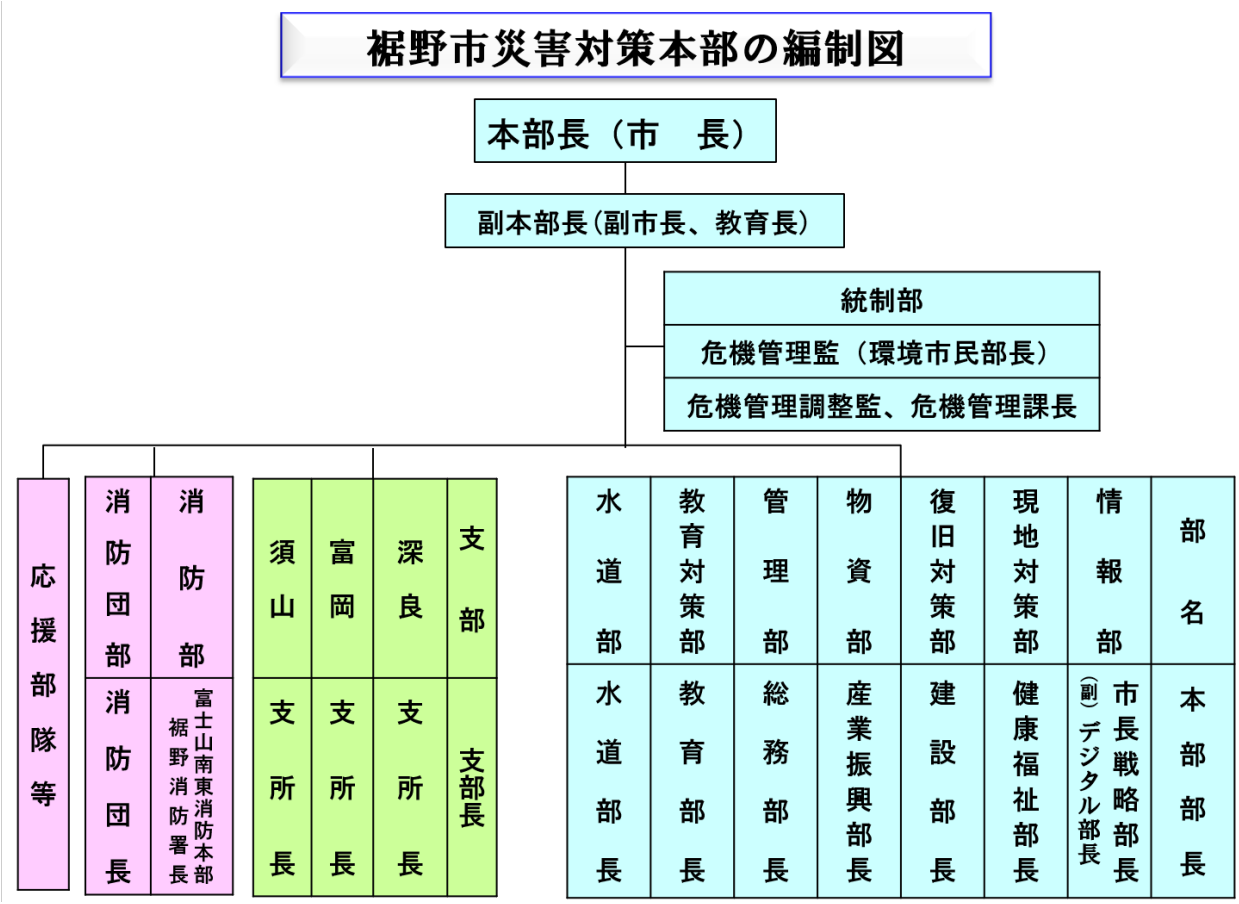

（２）大規模災害発災直後の行動手順

市は、発災直後当初の優先順位は、「人命救助活動」とする。発災後１２時間後の行動手順は、「裾野市本部会議マニュアル」による。

※　別冊「裾野市本部会議マニュアル」

（３）職員招集後は、長時間にわたる勤務が予想されることから通常、ローテーションを組んでの計画的な勤務体制を確立する。

（４）発災時に非常時優先業務を一斉に着手することは困難であるため、非常時優先業務をさらに精査し、優先順位や業務手順などをあらかじめ定めておく。（マニュアル等作成）

３　職員の参集予想

（１）勤務時間外の職員の参集予想等　　**※　常に明らかにすべき事項（今後の課題）**

対象となる職員（正規職員数）の居住地から定められた勤務（動員）先への参集状況等（下記図表）について、常に最新化しておくことが必要である。

◎　裾野市正規職員数　（３４９）人　　令和７年１月現在

【考察前提】

◇　職員居住地から定められた勤務（動員）先へ徒歩移動（4Km/1h）

◇　職員の行動（基準）

本来、職員は自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣等の安全を確認したうえで、直ちに定められた勤務（動員）先に移動（参集）するが、下記表では、家族及び近所の安否確認や救助等にかかる時間及び、家庭の事情等による遅延時間は考慮しない。

職員自宅等からの出勤時間（距離）	出勤可能人数	累積人員数
３０分以内（２Ｋｍ以内）	１２６人	１２６人（３６％）
３０分～１時間（４Ｋｍ以内）	７３人	１９９人（５７％）
１時間～１．５時間（６Ｋｍ以内）	５４人	２５３人（７２％）
１．５時間～２時間（８Ｋｍ以内）	２２人	２７５人（７９％）
２時間～３時間（１２Ｋｍ以内）	４２人	３１７人（９１％）
３時間～５時間（２０Ｋｍ以内）	２８人	３４５人（９９％）
５時間以上（２０Ｋｍ以上）	４人	３４９人（100%）
今後の課題及び更なる検討事項	① 職員へのアンケート調査（家庭事情等での遅延を掌握） ② 臨時職員の参集について検討 ③ OB 職員や有資格者等の協力体制の構築等の検討	

（２）職員の参集率の見積もり

上記職員の参集予想が明確にできない場合において、突発型大規模震災が発災してからの臨時職員を除いた職員参集率は、発災当日５０％、翌日及び３日以内を６０％、１週間及び２週間以内を９０％、３週間及び１ヵ月以内を９５％と予測する。（突発型大規模震災の状況を踏まえた最下限の数値見積もり）

4　参集職員の把握と職員等の安否確認

（１）非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となる。

（２）安否確認要領

勤務時間内に発災した場合の安否確認	勤務時間外に発災した場合の安否確認
速やかに参集職員の把握を行う。 併せて、参集した職員が安心して専念できるよう家族の安否確認を行う。	参集できない職員の安否確認を行う。 その方法として、災害対策本部が収集し、発信する被災情報、ほっとメール、携帯メール、災害用伝言ダイヤル等を活用する。
※　感染症対応時は、職員及び同居家族等の感染状況を把握する。	

5　災害対策本部長等の職務代理

（１）非常時優先業務を遂行するに当たり、責任者が不在の場合でも状況に応じた適時適切な意思決定が迅速に行われるよう、あらかじめ職務を代理する者を定めて指揮命令系統（指揮の継承）を確立しておくことが重要である。
「裾野市災害対策本部条例」及び「裾野市災害対策本部運営要領（第３条）」による。

（２）災害対策本部長等の職務代理者

事　　由	職務を代理する者
１　災害対策本部長（市長）に事故があるとき	副本部長 （副市長及び教育長の順位）
２　本部長、副本部長に事故があるとき	危機管理監
３　本部長、副本部長、危機管理監に事故があるとき	「裾野市部設置条例第１条」及び「裾野市長の職務を行う者の順序に関する規則」による。 ① 市長戦略部長 ② 総務部長
４　各部において部長に事故があるとき	部内で定める。
５　各課において課長に事故があるとき	課内で定める。

第６章　業務継続のための環境の整備

１　非常時優先業務遂行の前提的事項

大規模災害発災時の非常時優先業務の実施に当たっては、庁舎の被害状況を確認し、執務場所を確保することが必要であり、負傷者の応急手当、散乱した備品類や事務用品の整理、電話やライフラインの使用可否の確認などを行ない、必要な資源を確保しなければならない。

また、継続的に業務を行うためには、職員の休憩場所やトイレの確保、食糧の調達などにも対応しなければならず、これらの活動が十分に行われない場合には、業務効率の低下を招くことになる。よって、各部各班の担当等は、これらの業務（活動基盤の整備）を遅滞なく実施するよう努めるものとする。

感染症対応時は、庁舎の被害や備品類や事務用品の散乱等はないが、感染拡大防止のため、状況に応じた施設・備品類等の消毒実施が必要となる。

	作業内容等
管理部管財班 （公共施設経営課）	□　庁舎内の設備やライフライン（電話、FAX、電気、上下水道、ガス、エレベータ、空調設備）等の被害確認・補修手配 □　執務環境の確保（勤務場所、会議場所、休憩場所等） □　車両（緊急を含む）及び燃料の確保・調達 ◇　感染症対応においては、執務環境全般の消毒等
管理部動員班 （人事課）	□　職員の安否確認（職員の家族を含む） □　受援に関する調整・把握 □　職員及び活動協力者の給食・給水等 ◇　感染症対応においては、職員（同居家族を含む。）の感染状況の把握、所要の指示等
情報部電算班 （情報システム課）	□　庁舎イントラネット、インターネット、サーバー等に関する被害状況の把握及び復旧（補修手配）等
各部各班	□　負傷者の応急手当て、職員の安否確認 □　来庁者の避難誘導 □　電話やＰＣ機器等の作動確認、勤務場所の整理 ★　感染症対応においては、職員（同居家族を含む。）の感染状況の把握及び執務場所等の消毒（状況報告）

２　各施設の防災対策

（１）電　力

ア　本部・支部施設

施設区分	現状（課題）	対策等（概要・方向性）
本部庁舎	◆　発電機・燃料タンクともに平成２３年に１Ｆ屋上に設置 ◆　発電機（軽油式、310KVA、AC-GC 回路により災害対策本部や防火設備、照明の一部のみなどに電力供給）	◇　公共施設経営課にて空調設備更新に併せた非常用発電の増強を検討中（令和７年度設計、令和８年度設置予定）

		◆　燃料タンク（990ℓ、100%負荷で連続稼働 13 時間） ◆　通常業務を継続するためには、非常用発電が能力面で不足している ◆　燃料タンクの容量が、最低限必要とされる 72 時間に不足しているとともに、燃料タンクへの補給方法にも課題がある	
各支所	須山	◆　自家用発電設備がない（小型発電機のみ）	◇　危機管理課と支所との連携・調整により自家発電設備と燃料タンクの設置について検討 ◇　危機管理課と支所との連携・調整により AC-GC 回路及び外部電源の接続切替盤の設置を検討
	深良	◆　自家用発電設備がない（小型発電機のみ） ◆　平成 29 年に、AC-GC 回路及び外部電源の接続切替盤を設置	◇　危機管理課と支所との連携・調整により自家発電設備と燃料タンクの設置について検討
	富岡	◆　自家用発電設備がない（小型発電機のみ）	◇　危機管理課と支所との連携・調整により自家発電設備と燃料タンクの設置について検討 ◇　危機管理課と支所との連携・調整により AC-GC 回路及び外部電源の接続切替盤の設置について検討
※　現状細部は、表－１による。			

表－１　本部・支部施設

施設名（耐震性）		a	電気容量 kVA	電気容量 kW	燃料 種類	燃料 容量		最低供給時間		供給場所等
本部（本庁舎）（Ⅰa）		発電機	310		軽油	990	ℓ	１３	h	防災設備（スプリンクラー、消火栓、非常灯等）、給排水ポンプ（トイレは地階と１階のみ、ドライエリア等の雨水排水）、エレベーター、電話交換機、コンセント（１階防災無線、市長室、403会議室防災無線、サーバールーム、屋上防災無線）及び天井照明の一部 ※　３相３線 50Hz　　燃費 65.7ℓ/h
		太陽光		40				２０	min	※　蓄電池は、67.2KVA 40kW:20分　10kW:180分　3kW:720分
支部	須山（Ⅱ）	携帯発電機			自家用発電設備なし					
	深良（Ⅰa）	携帯発電機								※　緊急発電設備設置
	富岡（Ⅰa）	携帯発電機								

イ　地域防災計画に示す公共（防災関連）施設

【公共施設等】

現状（課題）	対策等（概要・方向性）
◆　発電機が対象施設の一部にしか設置されていない。 ◆　燃料容量が 72 時間稼働に満たない施設がある。	◇　危機管理課が主体となり対象施設ごとの必要な電力量を決定する。 ◇　危機管理課が主体となり整備計画を策定し、計画的に整備を行う。
※　現状細部は、表－２による。	

表－２　公共（防災関連）施設

施設名（耐震性）	発電方法	電気容量 kVA	電気容量 KW	燃料 種類	燃料 容量		最低供給時間		供給場所・課題等
福祉保健会館（Ⅰb）	発電機	60		軽油	950	ℓ	７２	h	
市民文化センター（Ⅰb）	発電機	290		A重油	170	ℓ	2.33	h	
生涯学習センター（Ⅰa）	発電機	55		軽油	60	ℓ	3.29	h	
	太陽光	20							※　屋上に設置
鈴木図書館・東西公民館（Ⅰb）	発電機	80		軽油	65	ℓ	4	h	
市民体育館（Ⅰa）	発電機	80		軽油	1,600	ℓ	７２	h	
	太陽光	47.5							※　屋根に設置
美化センター（Ⅰb）	発電機	48		灯油	40	ℓ	2	h	
ヘルシーパーク（Ⅰa）	発電機	60		軽油	75	ℓ	4.4	h	

【市内小・中学校】　※　詳細は、教育総務課

現状（課題）	対策等（概要・方向性）
◆　避難所となる学校体育館の全てには緊急発電設備が設置されていない。 ◆　避難所となる学校体育館に空調（冷暖房）が設置されていない。	◇　教育総務課が主体となり、対象施設ごとの必要な電力量を決定する ◇　教育総務課が主体となり、整備計画を策定し、計画的に整備を行う ◇　教育総務課が主体となり、停電時も空調が稼働できるガス燃料の「電源自立型空調設備」を設置することについて今後検討する。
※　現状細部は、表－３による。	

表－３　市内小・中学校

施設名	発電方法	電気容量		燃料			最低供給時間		供給場所・課題等
		kVA	KW	種　類	容　量				
須山中学校									
富岡中学校									
	太陽光	20							※　体育館屋根に設置
深良中学校									
西中学校									
	太陽光	12.8							※　体育館屋根に設置
東中学校									
須山小学校									
	太陽光	20							※　屋上に設置
富岡第二小学校									※　緊急発電設備設置
富岡第一小学校									
千福が丘小学校									
深良小学校									
西小学校									
	太陽光	35							※　体育館屋根に設置
向田小学校									
東小学校									
南小学校									
	太陽光	20							※　校舎屋上に設置

ウ　携帯発電機

現状（課題）	対策等（概要・方向性）
◆　携帯発電機自体の数が不足 避難所収容者数を踏まえると絶対数が不足	◇　携帯発電機の運用は、当時の状況に応じて優先順位を定めて使用を決定 ◇　ＦＣＥＶ（燃料電池車）等、新たな給電手段の導入 （トヨタ販売店との協定見直し、公用車としての新規購入等）
◆　携帯発電機と燃料数が不合致 １缶 1ℓの燃料が発電機設置場所・数に合っていない。 ◆　燃料の備蓄量が不足（法規への適合及び予算による備蓄・保管量の制約）	◇　経年変化等の修正を踏まえた発電機の再配分とそれに合致した燃料の再配分（備蓄（保管）要領の増加検討） ◇　法規適合要領の検討及び予算確保による備蓄（保管）量の増加検討
※　現状細部は、表－４による。	

表－４　携帯発電機・燃料

保有総数	９２（１２）台 ※　( )はガス式	燃料総数	９６　ℓ（缶）
配分箇所	１９　箇所	配分箇所	１６　箇所
（内　　訳）		（内　　訳）	
本庁舎	９（１）	本庁舎	１２
裾野高校	2	裾野高校	4
生涯学習センター	4	生涯学習センター	4
深良支所	５（１）	深良支所	4
深良小学校	1	深良小学校	4
富岡第一小学校	7	富岡第一小学校	8
富岡第二小学校	9	富岡第二小学校	8
市営グランド	1	市営グランド	1
須山支所	５（１）	須山支所	7
須山小学校	２（１）	須山小学校	8
東小学校	４（２）	東小学校	4
西小学校	７（２）	西小学校	8
千福が丘小学校	６（１）	千福が丘小学校	8
南小学校	6	南小学校	8
向田小学校	9	向田小	4
ヘルシーパーク	7	ヘルシーパーク	4
須山研修センター	7		
富岡支所	（２）		
裾野消防署	１（１）		
小　計	９２（１２）	小　計	９６

エ　電力に関する全般的な課題等

課題等	対策（方向性）※　今後の取り組み
◆　絶対的な給電量（発電量）の不足 ◆　燃料の確保が不十分	◇　本部庁舎は、空調設備更新に併せた非常用発電の増強（72 時間連続稼働） ◇　平時における業務継続を成り立たせるため、電子機器等の使用統制について計画 ◇　発電車などの派遣要請について、東京電力との調整・連携の強化 ◇　電力復旧期間（東日本大震災時約５日、第４次被害想定上約３日）を考慮し、各施設の発電機燃料の満タン状態を維持 ◇　燃料供給に関し、協定締結事業者等との調整・連携を強化

（２）電話等

前　提	◎　電話復旧期間は、東日本大震災時約２０日間、また、第４次被害想定上、３日～１週間	
施設区分	現　状	
本部庁舎	■　ＮＴＴ回線数　：　（62）回線 内　災害時優先電話：電話番号数×（３）回線 局線数　×（３）回線 ■　衛星電話　：　６台（危機管理・秘書課・各支所・医療班） ※　医療班機材は、機種・管理が別	
	課題等	対策（方向性）
	◆　回線数が限定される。 ◆　本部庁舎代替施設（消防署、東中、状況により住友金属鉱山戦略研修センター）への回線数の確保等基盤が未整備 ◆　衛星電話機材の老朽化により、接続状況が悪い。	◇　デジタル防災行政無線の最大限活用、県・防災関係機関との連絡は、県衛星回線活用 ◇　災害種類に応じた代替施設への段階的な整備の推進 ◇　機材更新等に伴う最新機種等への換装
福祉保健会館	■　ＮＴＴ回線数　：　（３）回線 ■　衛星電話　：　１　台（※　危機管理と異なるメーカー機材）	
	課題等	対策（方向性）
	◆　福祉保健会館代替施設の具体化及び連絡体制基盤未整備 ◆　衛星電話機材の老朽化により、接続状況が悪い。 ◆　救護所（医療救護）運営に必要な衛星電話活用の連絡体制が未整備	◇　災害種類に応じた代替施設への段階的な整備の推進

施設区分		現状（課題）	対策（方向性）
各支所	須山	■　回線数：（　２　）回線 ◆　特に、富士山火山噴火災害時、現地調整所開設予定であるが、回線数が不足	◇　現地調整所開設を見越した回線数の増加を検討 （情報システム環境も強化）
	深良	■　回線数：（　２　）回線	
	富岡	■　回線数：（　３　）回線	

（３）上水道　　※　延べ対応人数は、２ℓ/１日で計算

前　提		◎　各施設の蓄えている水量（１人３ℓ/１日） ◎　上水道復旧期間は、東日本大震災時で約２１日間、また、第４次被害想定上約３～４週間	
施設区分		水　量	対応人数及び日数
本部庁舎		■　高架水槽 10,000ℓ 受水槽　22,000ℓ	□　（5,000）人分（３）日分
福祉保健会館		■　高架水槽（受水層） （　　）ℓ	□　（　　）人分（　　）日分
生涯学習センター		■　受水槽　１０,１００ℓ	□　延べ 1,683 人分（生活用水含む）
市民文化センター		■　受水槽　４８,０００ℓ	□　延べ 8,000 人分（生活用水含む）
市民体育館		■　受水槽　８,０００ℓ	□　延べ 1,333 人分（生活用水含む）
鈴木図書館 東西公民館		■　受水槽　４,５００ℓ	□　延べ 2,250 人分
各支所	須山	■　高架水槽（受水層） なし。	
	深良	■　高架水槽（受水層） なし。	
	富岡	■　高架水槽（受水層） なし。	
課題等			対策（方向性）
◆　本庁舎の備蓄水（量）が不十分			◇　高架水槽、受水槽の水は飲料用だけに使用するよう統制（事前指示） ◇　発災後には１階、地下系統トイレ用水ピットの補給水バルブを閉じる ◇　備蓄用ペットボトルを飲料水として本庁舎内（周辺）に備蓄 ◇　配水池からの給水車・ポリタンクによる給水を基本
◆　支所の施設なし。（高架水槽・受水槽） ※　職員の活動に必要な水の確保必要			◇　近傍防災倉庫の備蓄品（水）の運用について検討

（４）下水道等

前　提	◎　下水道復旧期間は、第４次被害想定上約３週間	
施設区分	方式等	備　考
本部庁舎	■　汚水は地下ピット下水槽（貯留容量 40 ㎥）に一時的に貯留されるが、容量が限られていることから、下水道が損傷した場合は利用できない。 ■　そのため、下水道が損傷した場合は、全てのトイレの使用を停止する。 ■　トイレの利用は、簡易トイレセット（砂等）を備蓄しておき、個室ブースで用便し、屋外の規定の場所へ持参する。	※トイレへ水が流れないため簡易トイレセットを利用するよう掲示 ※汚水ピットから下水道への汲上ポンプを停止 ※1 階、地下系統トイレ用水ピットの補給水バルブを閉鎖
福祉保健会館	■　浄化槽	合併浄化槽
各支所　須山	■　浄化槽	
各支所　深良	■　浄化槽	
各支所　富岡	■　浄化槽	

課題等	対策（方向性）
◆　下水道方式の施設が庁舎用仮設・簡易トイレの備蓄（準備）が不十分	◇　発災後、水洗トイレの使用禁止を統制（当面の間） 仮設・簡易トイレや便袋等を使用 ※　庁舎用の仮設・簡易トイレ及び便（収納）袋を備蓄

（５）オフィス備品等

課題等（共通）	対策（方向性）
◆　書棚・ケース等の固定が不十分 ※　簡易に置いてある棚やケース、段ボール等は未固定	◇　書棚・ケース等の固定処置を基本とし、固定が難しい場合は転倒防止マットを敷く。（確認・指導） ◇　書棚等の配置を工夫 （転倒時の被害を最小限）

（６）エレベーター

	方式（現状）等	対策（方向性）
本部庁舎	■　３台設置 ■　地震時には自動的に最寄階に停止。遠隔監視システムあり。	◇　原則として保守業者による点検を行い、公共施設経営課の確認がでるまで使用を統制

		■　非常用発電回路に接続されており稼働可能	
福祉保健会館		■　非常用発電により稼働？	◇　原則として保守業者による点検を実施
各支所	須山	■　エレベーターなし	
	深良	■　エレベーター×１	
	富岡	■　エレベーター×１	

3　公用車の運用

前　提	◎　乗用車以外の特殊車両も含めた公用車保有台数は 106 台。 ◎　平時において、公共施設経営課が集中管理している車両と所属毎で管理する車両に区分され、集中管理車両の中でもデスクネッツにより予約が必要な車両とそうでない車両に区分される。 ◎　有事においては、乗用車以外の特殊車両も含めて災害対策本部の一元的な管理・統制が必要となる。 ◎　有事においては、本庁舎の公用車 40 台は、集中管理・各課管理を問わず、１階守衛室にあるキーラックにより一元管理が可能となっている。 ◎　平成 28 年に静岡県石油商業組合裾野市部裾野ブロック会と「災害時における燃料（ガソリン等）供給に関する協定書」を締結し、優先的な供給について協力体制を構築している。		
施設区分	保有数（現状）		内訳等
本部庁舎	公共施設経営課 （集中管理車両） ※　デジタル防災行政無線搭載車	（　19　）台 ※（　7　）台	普通貨物自動車２台 普通乗合自動車１台 普通乗用車４台 軽自動車 48 台 小型貨物自動車８台 小型四輪乗用車 13 台 特種自動車 12 台 特殊自動車６台 ２輪車 12 台 （合計 106 台）
	その他 （各所属管理車両） ※　デジタル防災行政無線搭載車	（　28　）台 ※（11）台	
福祉保健会館	６台		軽乗用５台 小型乗用１台
各支所　須山			須山振興会との連携・調整
各支所　深良	１台		小型貨物１台
各支所　富岡	１台		軽貨物１台
課題等		対策（方向性）	

◆　発災後の各種対応に必要な車両数が不足（人員・物資等輸送）	◇　公用車運用の公共施設経営課による統一運用（集中管理）の更なる強化 ◇　防災協定締結事務所等との連携強化による車両及び運転手確保の検討 ◇　本庁舎以外施設の車両運用・管理の検討 ◇　緊急時に職員の私有車使用に関する検討
◆　車両用燃料の備蓄が不十分	◇　公共施設経営課より、半分以下となったら給油するルールの徹底について、周知する

４　ＩＣＴ（情報通信技術）の維持

現状等	■　住民情報や業務用バックアップデータの保管・管理については、裾野市セキュリティポリシーに基づき実施する。 ■　情報システムの復旧は、外部電力及び通信回線の復旧が前提となる。また、各施設の内部に構築した庁内ＬＡＮの回線やネットワーク機器、サーバー・端末機の被害状況、更に末端の電源の復旧状況にも依存する。広範囲の大規模災害の場合は、仮に本庁舎が復旧したとしても、別の地域の被災による通信断の可能性もある（県のネットワークなど）。 ■　重要度の高い、サーバー・ネットワーク機器については、本部庁舎の非常用発電機の電源系統に接続していて自動的に切り替わるため、非常用電源が稼働している間は、引き続き利用可能である。ただし、各階のネットワーク機器などは非常用電源系統でないものがほとんどであるため、長時間停電時のシステム利用は難しいと想定している。 　なお、非常用電源の停止時、又非常用電源に接続していないサーバーは、サーバー用ＵＰＳ（無停電電源装置）により、一定時間で電源が復旧しない場合にはサーバーのシャットダウン（正常な終了手順）を自動的に実施することで、機能を停止しデータやシステムを保護する。 ■　被災者再建支援システム（NTT）を令和６年度末に導入

課　題	対策（方向性）
◆　外部電源を喪失した場合は、東京電力による電源の復旧が最優先事項となる。現有の本部庁舎の非常用電源装置は、能力・時間（持続時間約１３時間）が不足しており、電力供給の体制整備の検討が必要 ◆　大規模災害の場合は、停電以外に機材の損傷や回線不通などの影響が予想さ	◇　本部庁舎全体の非常用電源装置の増強に合わせ、給電能力に応じて接続する機器の最適化を検討 ◇　重要な情報システムの稼働に大きな影響を受けた場合の代替手段等の検討・整備 ①　導入した被災者生活再建支援システム（災害業務支援システム）の

れるが、機材の交換や回線の施設などには相応の期間が必要な場合もあり、代替手段等の検討が必要	稼働 ② スタンドアローンで利用できるパソコンの確保 ③ バックアップデータの活用手段を確保 ④ スターリンクなど、災害時の活用が期待できる予備回線を確保 ⑤ 紙台帳等による事務処理の準備（必要な環境を準備） ⑥ 回線・システム保守業者等との密接な連携による復旧 ★　対策等の詳細は、別冊「ＩＣＴ－ＢＣＰ」（デジタル部作成・保管）による。（参照）

5　通信・情報伝達手段の確保

現状等 （確保手段）	■　防災行政無線（同報系）広報無線 （名称：こうほうすその、設置場所：市役所４階、周波数：アナログ 68.28MHz、デジタル 6.55125MHz、送信出力 10W） ※　デジタル化済みであるが、アナログも併用しながら移行中。 （親局１、簡易中継局１，再送信子局２、屋外拡声子局 12、戸別受信機） ■　デジタル防災行政無線（移動系） （基地局、統制台、半固定局、車載型、携帯型） ■　ＩＰ無線　　■　衛星電話 ■　（株）ＦＭみしま・かんなみ ■　マモメール（チェックインシステム） ■　市公式 WEB サイト LINE 公式アカウント、市公式 facebook、市公式 X（旧 Twitter）

課　題	対策（方向性）
◆　機材老朽化等による故障･機能低下等	◇　現有機材の利点・欠点及びメンテナンス所要等を踏まえた新機材・システム（スターリンク等）の段階的な導入の検討
◆　ＦＭ、ケーブルネットワークの活用及び整備が不十分	◇　現行協定等の見直し、新たな連携体制の構築
◆　各種ＳＮＳ等を活用した更なる通信・情報手段の多様化が必要	◇　先進他市町を見本とした多様化の導入等検討（状況により、防災用アプリケーションを開発・活用）

6　職員の勤務（活動）環境（基盤）の整備

◎　職員が災害対策業務に専念するためには、非常用食料、水、宿泊等機能を確保することが必要となる。

現状等	■　職員専用の非常用食料・資材等はない。 ■　宿泊スペース（仮眠室）及び資材等（毛布・寝袋等）はない。 ※　水は、各施設の水量分を使用できる。

課　題	対策（方向性）
◆　職員専用非常用食料・資材等の確保が必要 ★　非常用糧食３日分の保管場所の確保（保管場所の検討が必要）	◇　災害対策従事職員用として非常用糧食等３日分を備蓄 ・　アルファ米・汁 ・　飲料水２ℓペットボトル ・　簡易トイレ、便袋 ・　雑貨用品　　・　毛布等 ◎　避難所資材等の有効活用、市民の避難行動に支障がでないよう考慮 非常用糧食は、今迄例年行なっていた消費期限が近い物資の自主防災会等への払い出し分を、災害対策従事職員用として一時保管・備蓄する。（非常用糧食の調達時期の創意工夫により一時備蓄分を確保） ※　自主防災会等への払い出しは、期間を限定（短縮）して継続できるよう追求 ◇　本庁舎横食堂（花麒麟）、庁舎内及び周辺設置自動販売機の業者と協定等を締結し、必要な物資等の供給を受ける。 ◇　勤務時間外等の参集時、職員自身が消費する食料品等の持参を奨励 ◇　平素から数日分の着替え・日用品等を職場ロッカーに備蓄するよう奨励
◆　宿泊スペースの確保が必要	◇　各施設毎に仮眠等スペースを確保本庁舎は、地下及び５階スペースの活用について検討 ◇　市民体育館、市民文化センターを活用した仮眠室の設置を検討（遠方から通勤職員等の対応も考慮） ※　市民体育館であればシャワー完備

7　業務継続に必要な資機材等の確保

現状等 （課題）	■　通常業務使用用品の多少の蓄え（ストック）はあるが、応急対策活動用資機材等の本格的な備蓄はない。
対　策 （方向性）	◇　危機管理課にて、業務継続に必要な備蓄量（人数×日数）を算出する。 ◇　応急対策活動用の救助用資機材・医療品等の資機材及び通常業務使用用品等を計画的に備蓄し、搬送車両等の確保に努める。 ○　備蓄品 ・　コピー用紙、トイレットペーパー、乾電池、ゴミ袋、消耗品等の用品（備蓄基準として、通常使用する約２週間分） ・　防災服、医療品（応急用） ○　確保事項 搬送車両・運転手、職員の免許取得、建設重機の具体的な借用計画策定等

8　庁舎（施設建物）と代替施設

（１）本部庁舎

施設	耐震強度	災害等種別	代替施設
本庁舎	Ⅰa	地震災害	※　耐震強度（免震措置）上、利用可能であり本来不要だが、万が一機能発揮困難な場合 **消防署庁舎３階指揮統制室**
		富士山火山噴火災害	**東中学校** ※　溶岩流の流下ラインに応じて、 **住友金属鉱山戦略研修センター**
		感染症（消毒実施ため一時的代替等所要発生時）	**当時の状況による。（別示）**

（２）その他施設

施設	耐震強度	災害等種別	代替施設
福祉保健会館	Ⅰb	地震災害	**★　検討事項** **（案）本庁舎・市立体育館**
		富士山火山噴火災害	※　溶岩流の流下ラインに応じて **市役所本庁舎**、又は、 **住友金属鉱山戦略研修センター**
		感染症（消毒実施ため一時的代替等所要発生時）	**当時の状況による。（別示）**
須山支所	Ⅱ	地震災害	**★　検討事項** **（案）須山研修センター、又は、須山小学校**

		富士山火山 噴火災害	**噴火前避難の段階で撤収** **※　噴火前避難当初、現地調整所開設**
		感染症（消毒実施ため一時的代替等所要発生時）	**当時の状況による。（別示）**
深良支所	Ｉａ	地震災害	※　耐震強度（免震措置）上、利用可能であり本来不要だが、万が一機能発揮困難な場合 **★　検討事項　（案）深良小学校**
		富士山火山 噴火災害	**溶岩流の流下ラインに応じ撤収**
		感染症（消毒実施ため一時的代替等所要発生時）	**当時の状況による。（別示）**
富岡支所	Ｉａ	地震災害	※　耐震強度（免震措置）上、利用可能であり本来不要だが、万が一機能発揮困難な場合 **★　検討事項（案）富岡第１小学校**
		富士山火山 噴火災害	**溶岩流の流下ラインに応じ撤収**
		感染症（消毒実施ため一時的代替等所要発生時）	**当時の状況による。（別示）**

（３）今後の課題等

課題等	対策等（方向性）
◆　代替施設の環境基盤、特に、情報通信機能等が不十分（共通事項）	◇　電話回線の増加や Wi-Fi 環境の整備等を段階的に実施 ※　必要資機材の設置・備蓄等も実施

第７章　継続的な改善への取り組み等

１　業務継続マネジメントの必要性

（１）業務継続マネジメント実施の考え方

業務継続計画策定後は、次の図のとおり「ＰＤＣＡ（管理のサイクル）」のとおり、継続的に見直しを行い計画の修正深化により実効性あるものに維持する。

【ＰＤＣＡサイクル概念図】

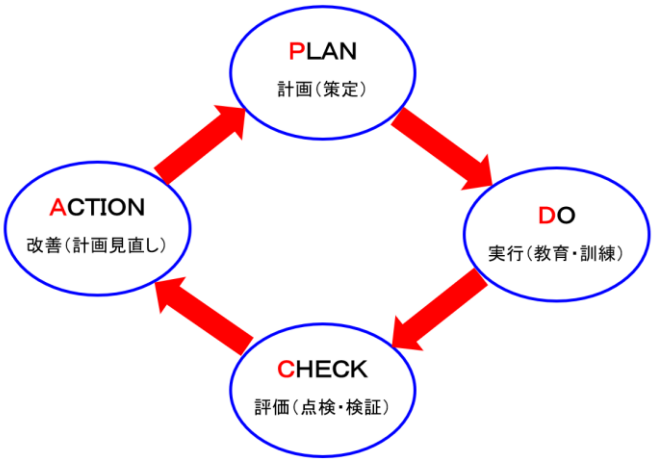

２　職員に対する教育・訓練

関係職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、各人の役割等を確実に果たすことができる平素から継続的に教育（研修）や訓練を実施して組織としての業務継続力の向上を図ることが重要である。このため、従来の防災訓練等実施に当たり、業務継続計画の内容を加味した訓練等を実施する。

３　計画の点検・検証・見直し

従来の防災訓練に「業務継続計画」の内容を加味した訓練等を通じて問題点（課題）等を把握し、継続的に改善を図って計画の実効性を高める。

特に、重視（着目）すべき事項は、次の３点である。

①　業務の優先度・目標復旧時間の変更
②　業務に必要な人員・資機材等の変更
③　業務内容の変更等
※　受援に関する事項「受援計画」を含めた改善（修正深化）が必要である。

４　地域防災計画との整合

本計画の作成・修正等の検討結果を踏まえて、地域防災計画に基づく組織や事務分掌、動員計画等についても検証・見直しを行い、それぞれの計画に関する関連性と整合性を図り、災害時の業務継続力の向上を図る。

５　非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

本業務継続計画に基づき、既存の「災害時行動マニュアル」等を見直し、より実効性・利便性の向上を図る。